

給水装置工事設計・施工指針

参考資料

給水装置工事に関する情報提供は、小田原市 HP のこちらから：

小田原市ホームページ ⇒ 暮らし ⇒ 上・下水道 ⇒
水道 ⇒ 事業者の皆様に

※注意事項

関係法令、基準については、必ず 最新の内容 を確認の上、運用してください。

令和5年 4月 改定

小田原市 上下水道局

目次

| | |
|---|-----|
| 1. 水道関連法規 | 1 |
| 1－1. 水道法（抜粋） | 1 |
| 1－2. 水道法施行規則（抜粋） | 34 |
| 1－3. 水道法施行令（抜粋） | 67 |
| 1－4. 水質基準に関する省令 | 75 |
| 1－5. 給水装置の構造 及び 材質の基準に関する省令 | 77 |
| 1－6. 小田原市水道給水条例（抜粋） | 84 |
| 1－7. 小田原市水道給水条例 施行規則（抜粋） | 91 |
| 1－8. 小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程 | 95 |
| 1－9. 小田原市指定給水装置工事事業者規程（抜粋） | 97 |
| 1－10. 小田原市 上水道配管工事規程 | 102 |
| 1－11. 神奈川県水道法施行細則（抜粋） | 103 |
| 1－12. 神奈川県小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（抜粋） | 107 |
| 1－13. 小田原市小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 | 113 |
| 1－14. 小規模水道 及び 小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 施行規則（抜粋） | 118 |
| 1－15. 小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する事務処理要綱 | 120 |
| 1－16. 小田原市水道利用加入金等取扱要綱 | 128 |
| 1－17. 自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱 | 131 |
| 2. 関係法令・各種基準、仕様書 | 135 |
| 2－1. 建築基準法 施工令（抜粋） | 135 |
| 2－2. 建築物に設ける飲料水の配管設備 及び 排水のための配管設備の構造方法を定める件 | 141 |
| 2－3. 建築物に設ける飲料水の配管設備の構造方法を定める件 | 144 |
| 2－4. 道路占用工事共通指示書 | 147 |
| 2－5. 神奈川県道路占用工事共通仕様書（抜粋） | 157 |
| 2－6. 小田原市道路占用等規則（抜粋） | 173 |
| 2－7. 道路工事等における表示 及び 保安施設の設置基準 | 179 |
| 2－8. 地下埋設物表示に関する取扱要領 | 202 |
| 3. 提出書類 様式集、その他 | 204 |
| 3－1 提出書類 様式集 | 204 |
| ・ 直結給水事前協議申請書 | 205 |
| ・ 直結給水事前協議回答書（可） | 206 |

| | |
|--------------------------------|------------|
| ・ 直結給水事前協議回答書（不可） | 207 |
| ・ 給水装置所有者 名義・住所変更届 | 208 |
| ・ 給水装置 種別・用途変更届 | 209 |
| ・ 給水装置 中止・廃止届 | 210 |
| ・ 給水装置工事 検査申込書 | 211 |
| ・ 水道利用加入金減免（免除）申請書 | 212 |
| ・ 給水装置増設工事施工承認願（簡易） | 213 |
| ・ 小田原市 上水道給水装置工事 事前施行申請書 | 214 |
| ・ 水道メーター等 き損届 | 215 |
| ・ 水道メーター等 紛失届 | 216 |
| ・ 給水装置工事 変更・取消届 | 217 |
| ・ 代理人選定届 | 218 |
| ・ 子メーター設置工事申請 及び 施行承認願 | 219 |
| ・ 子メーターによる計量等申請書 | 220 |
| ・ 給水装置 使用開始届 | 221 |
| ・ 改造水道メーター取替伝票 | 222 |
| ・ 承諾書（土地使用承諾書） | 223 |
| ・ 同意書（分岐（統合）同意書） | 225 |
| ・ 誓約書（工事用に給水装置を設ける給水装置工事） | 226 |
| ・ 誓約書（給水管の舗装先行取出し工事） | 227 |
| ・ 誓約書（水の出不良） | 228 |
| ・ 誓約書（消火用施設を設置する工事） | 229 |
| ・ 誓約書（子メーター設置に伴う誓約書） | 230 |
| ・ 承諾書（直結増圧式給水条件承諾書） | 231 |
| ・ 確認書（既設給水管使用確認書） | 232 |
| ・ 受水槽管理簿 | 233 |
| ・ 受水槽管理簿（裏面） | 234 |
| 3－2 特殊な事例の誓約書 記載例 | 235 |
| ・ 共有管の同意が得られない（死亡等）場合の誓約書 例文 | 236 |
| ・ 相続未了、所有者不明の分譲管から分岐する際の誓約書 例文 | 237 |
| ・ 相続未了の給水装置からの支管分岐に係る誓約書 例文 | 238 |
| ・ 相続未了用地の誓約書（引継いで施工する場合） 例文 | 239 |
| ・ 相続未了用地の誓約書（相続予定人等が承認する場合） 例文 | 240 |
| ・ 他者所有地へ残存管を行う場合の誓約書 例文 | 241 |
| ・ 代理申請の場合の誓約書 例文 | 242 |

| | |
|---|-----|
| ・ 個別減圧弁設置の場合の誓約書 例文 | 242 |
| 3-4 断水に掛かる回覧（記載例） | 244 |
| 3-5 水量・管口径の計算例 | 245 |
| 3-6 給水主管口径算定図表 | 263 |
| 3-7 器具流量図表 | 266 |
| 3-8 給水管の管口径均等表 | 274 |
| 3-9 自費施工による配水管等整備事業事務取扱 要綱に必要な様式類 | 275 |
| ・ 様式第1号（第7条関係）配水管等自費工事施行承認申請書 | 275 |
| ・ 様式第2号（第7条関係）誓約書 | 276 |
| ・ 様式第3号（第7条関係）主任技術者及び管工事従事者等届出書 | 277 |
| ・ 様式第4号（第7条関係）既設給水管の取出替え承諾書 | 278 |
| ・ 様式第5号（第7条関係）土地無償使用承諾書 | 279 |
| ・ 様式第6号（第7条関係）配水管等自費工事施行承認書 | 280 |
| ・ 様式第7号（第8条関係）配水管等自費工事着手届 | 281 |
| ・ 様式第8号（第10条関係）配水管等自費工事使用材料確認願い | 282 |
| ・ 様式第9号（第14条関係）配水管等自費工事中止届 | 283 |
| ・ 様式第10号（第15条関係）配水管等自費工事完成届 | 284 |
| ・ 様式第11号（第15条関係）配水管等水道施設譲渡届 | 285 |
| ・ 様式第12号（第15条関係）配水管等自費工事完成検査調書 | 286 |
| ・ 様式第13号（第15条関係）配水管等自費工事完成検査結果通知書 | 287 |
| ・ 様式第14号（第15条関係）配水管等自費工事手直し指示書 | 288 |

1. 水道関連法規

1-1. 水道法（抜粋）

昭和三十二年法律第百七十七号

水道法

目 次

| | |
|-----|-------------------------------|
| 第一章 | 総則（第一条～第五条） |
| 第二章 | 水道の基盤の強化（第五条の二～） |
| 第三章 | 水道事業 |
| 第一節 | 事業の認可等（第六条～第十三条） |
| 第二節 | 業務（第十四条～第二十五条） |
| 第三節 | 指定給水装置工事事業者（第二十五条の二～第二十五条の十一） |
| 第四節 | 指定試験機関（第二十五条の十二～第二十五条の二十七） |
| 第四章 | 水道用水供給事業（第二十六条～第三十一条） |
| 第五章 | 専用水道（第三十二条～第三十四条） |
| 第六章 | 簡易専用水道（第三十四条の二～第三十四条の四） |
| 第七章 | 監督（第三十五条～第三十九条） |
| 第八章 | 雑則（第四十条～第五十条の三） |
| 第九章 | 罰則（第五十一条～第五十七条） |
| 附則 | |

第一章 総則

第一条（この法律の目的）

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

第二条（責務）

国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第二条の二

国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、この区域の自然的・社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を越えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 3 市町村は、その区域の自然的・社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
- 4 水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

第三条 （用語の定義）

この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- 5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- 6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
 - 一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - 二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの
- 7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

第四条 (水質基準)

- 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。
- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - 三 銅、鉄、弗ふつ 素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
 - 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - 六 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五条 (施設基準)

水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - 二 貯水施設は、渴水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るために必要な沈殿池、濾ろ 過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連續して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

第二章 水道の基盤の強化

第五条の二 (基本方針)

厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 水道の基盤の強化に関する基本的事項
 - 二 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
 - 三 水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の健全な経営の確保に関する事項
 - 四 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
 - 五 水道事業者等の間の連携等の推進に関する事項
 - 六 その他水道の基盤の強化に関する重要な事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条の三 (水道基盤強化計画)

都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることができる

2 水道基盤強化計画においては、その区域（以下この条において「計画区域」という。）を定めるほか、概ね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 水道の基盤の強化に関する基本的事項

二 水道基盤強化計画の期間

三 計画区域における水道の現状及び基盤の強化の目標

四 計画区域における水道の基盤の強化のために都道府県及び市町村が講ずるべき施策並びに水道事業者等が講ずるべき措置に関する事項

五 都道府県及び市町村による水道事業者等の間の連携等の推進の対象となる区域（市町村の区域を超えた広域的なものに限る。次号及び第七号において「連携等推進対象区域」という。）

六 連携等推進対象区域における水道事業者等の間の連携等に関する事項

七 連携等推進対象区域において水道事業者等の連携等を行うにあたり必要な施設整備に関する事項

3 水道基盤強化計画は、基本方針に基づいて定めるものとする。

4 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、あらかじめ計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得なければならない。

5 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等を推進しようとする二以上の市町村は、あらかじめその区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者の同意を得て、協同して、都道府県に対し、厚生労働省令で定めるところにより、水道基盤強化計画を定めることを要請することができる。

6 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、水道の基盤強化のため必要があると認めるときは、水道基盤強化計画を定めるものとする。

7 都道府県は、水道基盤強化計画を定めようとするときは、計画区域に次条第一項に規定する協議会の区域の全部又は一部が含まれる場合には、あらかじめ当該協議会の意見を聞かなければならない。

8 都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するとともに、計画区域内の市町村並びに計画区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者に通知しなければならない。

9 都道府県は、水道基盤強化計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、水道基盤強化計画の変更について準用する。

第五条の四 (広域的連携等推進協議会)

都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者管の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる構成員を持って構成する。

一 前項の都道府県

- 二 協議会の区域をその区域に含む市町村
 - 三 協議会の区域を給水区域に含む水道事業者及び当該水道事業者が水道用水の供給を受ける水道用水供給事業者
 - 四 学識経験を有する者その他の都道府県が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 水道事業

第一節 事業の認可等

第六条 (事業の認可及び経営主体)

- 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

第七条 (認可の申請)

- 水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 水道事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 給水区域、給水人口及び給水量
 - 二 水道施設の概要
 - 三 給水開始の予定年月日
 - 四 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 五 給水人口及び給水量の算出根拠
 - 六 経常収支の概算
 - 七 料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
 - 五 净水方法
 - 六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
 - 七 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項

第八条 (認可基準)

水道事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
- 五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。
- 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第九条 (附款)

厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができる。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第十条 (事業の変更)

水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

- 一 その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。
- 二 その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十一条 (事業の休止及び廃止)

水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

2 地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。）が、前項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十二条 (技術者による布設工事の監督)

水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の

条例で定める水道の布設工事に限る。)を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格(当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参照して当該地方公共団体の条例で定める資格)を有する者でなければならない。

第十三条 (給水開始前の届出及び検査)

水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

第二節 業務

第十四条 (供給規程)

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならぬ。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えるなければならない。

第十五条 (給水義務)

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けた場合又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給

水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

第十六条 (給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

第十六条の二 (給水装置工事)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

第十七条 (給水装置の検査)

水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十八条 (検査の請求)

水道事業によって水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

第十九条 (水道技術管理者)

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならぬ。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査（第二十二条の二第二項に規定する点検を含む。）

- 二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
 - 三 給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
 - 四 次条第一項の規定による水質検査
 - 五 第二十二条第一項の規定による健康診断
 - 六 第二十二条の規定による衛生上の措置
 - 七 第二十二条の三第一項の台帳の作成
 - 八 第二十三条第一項の規定による給水の緊急停止
 - 九 第三十七条前段の規定による給水停止
- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参考して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第二十条　（水質検査）

- 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。
- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。
- 3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

第二十条の二　（登録）

前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。

第二十条の三　（欠格条項）

- 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第三項の登録を受けることができない。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第二十条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第二十条の四　（登録基準）

厚生労働大臣は、第二十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第二十条第一項に規定する水質検査を行うために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行うものであること。
 - 二 別表第一に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が五名以上であること。
 - 三 次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。
 - イ 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
 - ロ 水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ ロに掲げる文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれていること。
- 2 登録は、水質検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が水質検査を行う区域及び登録を受けた者が水質検査を行う事業所の所在地

第二十条の五 (登録の更新)

第二十条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第二十条の六 (受託義務等)

第二十条第三項の登録を受けた者（以下「登録水質検査機関」という。）は、同項の水質検査の委託の申込みがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、その受託を拒んではならない。

2 登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。

第二十条の七 (変更の届出)

登録水質検査機関は、氏名若しくは名称、住所、水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十条の八 (業務規程)

登録水質検査機関は、水質検査の業務に関する規程（以下「水質検査業務規程」という。）を定め、水質検査の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 水質検査業務規程には、水質検査の実施方法、水質検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第二十条の九 (業務の休廃止)

登録水質検査機関は、水質検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十条の十 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

登録水質検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 水道事業者その他の利害関係人は、登録水質検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録水質検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第二十条の十一 (適合命令)

厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の四第一項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるとき

は、その登録水質検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十条の十二 (改善命令)

厚生労働大臣は、登録水質検査機関が第二十条の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録水質検査機関に対し、水質検査を受託すべきこと又は水質検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十条の十三 (登録の取消し等)

厚生労働大臣は、登録水質検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて水質検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十条の七から第二十条の九まで、第二十条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第二十条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第二十条第三項の登録を受けたとき。

第二十条の十四 (帳簿の備付け)

登録水質検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十条の十五 (報告の徴収及び立入検査)

厚生労働大臣は、水質検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録水質検査機関に対し、業務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、登録水質検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは検査施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十条の十六 (公示)

厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第二十条第三項の登録をしたとき。
- 二 第二十条の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十条の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十条の十三の規定により第二十条第三項の登録を取り消し、又は水質検査の業務の停止を命じたとき。

第二十一条 (健康診断)

水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

第二十二条 (衛生上の措置)

水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要

な措置を講じなければならない。

第二十二条の二 (水道施設の維持及び修繕)

水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。

- 2 前項の基準は、水道施設の修繕を能率的に行うための点検に関する基準を含むものとする。

第二十二条の三 (水道施設台帳)

水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 前項の台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十二条の四 (水道施設の計画的な更新等)

水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

- 2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第二十三条 (給水の緊急停止)

水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

第二十四条 (消火栓)

水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

- 2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

- 3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

第二十四条の二 (情報提供)

水道事業者は、水道の需要者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

第二十四条の三 (業務の委託)

水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失ったときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。

- 4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

- 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範

圏内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7 前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一台一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道管利業務受託者」とする。

8 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同項第一項の規定は、適用しない。

第二十四条の四 (水道施設運営件の設定の許可)

地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により水道施設運営等事業（水道施設の全部又は一部の運営等（民間資金法第二条第六項に規定する運営等を言う。）であって、当該水道施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行うものが自らの収入として收受する事業を言う。以下同じ。）に係る民間資金法第二条第七項に規定する公共施設運営権（以下「水道施設運営権」という。）を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該水道事業者は、第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の許可（水道事業の休止にかかるものに限る。）を受けることを要しない。

2 水道施設運営等事業は、地方公共団体である水道事業者が、民間資金法第十九条第一項の規定により水道施設運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

3 水道施設運営権を有する者（以下「水道施設運営権者」という。）が水道施設運営等事業を実施する場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、水道事業経営の認可を受けることを要しない。

第二十四条の五 (許可の申請)

前条第一項前段の許可の申請をするには、申請書に、水道施設運営等事業実施計画書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 二 申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者（以下この条及び次条第一項において単に「選定事業者」という。）の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

三 選定事業者の水道事務所の所在地

3 第一項の水道施設運営等事業実施計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の名称及び立地
- 二 水道施設運営等事業の内容
- 三 水道施設運営権の存続期間
- 四 水道施設運営等事業の開始の予定年月日

- 五 水道事業者が、選定事業者が実施することとなる水道施設運営等事業の適正を期するために講ずる措置
- 六 災害その他非常の場合における水道事業継続のための措置
- 七 水道施設運営等事業の継続が困難となった場合における措置
- 八 選定事業者の経営収支概算
- 九 選定事業者が自らの収入として收受しようとする水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

第二十四条の六 (許可基準)

第二十四の四第一項前段の許可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 当該施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、選定事業者を水道施設運営権者とみなして第二十四条の八第一項の規定により読み替えられた第十四条第二項（第一号、第二号及び第四号にかかる部分に限る。以下この号において同じ。）の規定を適用するとしたならば同項に掲げる要件に適合すること。
- 三 当該水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第二十四条の七 (水道施設運営等事業技術管理者)

水道施設運営権者は、水道施設運営等事業について技術上の業務を担当させるため、水道施設運営等事業技術管理者一名を置かなければならない。

- 2 水道施設運営等事業技術管理者は、水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 3 水道施設運営等事業技術管理者は、第二十四条の三第五項の政令で定める資格を有するものでなければならぬ。

第二十四条の八 (水道施設運営等事業に関する特例)

水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合における第十四条第一項、第二項及び第五項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第二項、第二十四条第三項並びに第四十条第一項、第五項及び第八項の規定の適用については、第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金（第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が自らの収入として收受する水道施設の利用に関する料金（次項において「水道施設運営権者にかかる利用料金」という。）を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者にかかる利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払いを請求する権利を有する旨が明確に定められていることのほか、次に」と、第十五条第二項ただし書中「受けた場合」とあるのは「受けた場合（水道施設運営権者が当該供給命令を受けた場合を含む。）」と、第二十三条第二項中「水道事業者の」とあるのは「水道事業者（水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項において同じ。）」と、第四十条第一項及び第五項中「又は水道用水供給事業者」とあるのは「若しくは水道用水供給事業者又は水道施設運営権者」と、同条第八項中「水道用水供給事業者」とあるのは「水道用水供給事業者若しくは水道施設運営権者」とする。この場合において、水道施設運営権者は、当然に給水契約の利益（水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払いを請求する権利にかかる部分に限る。）を享受する。

2 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業にかかる業務

の範囲内において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項、（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条规定並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業にかかる業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二条の四第一項中「更新」とあるのは、「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。）」とする。

- 3 前項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を運用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道施設運営権者」とする。
- 4 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、水道施設運営等事業技術管理者が同項各号に掲げる次項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

第二十四条の九　（水道施設運営等事業の開始の通知）

地方公共団体である水道事業者は、水道尾施設運営権者から水道施設運営等事業の開始に係る民間資金法第二十一条第三項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

第二十四条の十　（水道施設運営等事業に係る変更の届出）

水道施設運営権者は、次に掲げる次項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を水道施設運営権者を設定した地方公共団体である水道事業者及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 水道施設運営権者の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
- 二 水道施設運営権者の水道事務所の所在地

第二十四条の十一　（水道施設運営権の移転の協議）

地方公共団体である水道事業者は、水道施設運営等事業にかかる民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第二十四条の十二　（水道施設運営権の取消し等の要求）

厚生労働大臣は、水道施設運営権者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合には、民間資金法第二十九条第一項第一号（トにかかる部分に限る。）に掲げる場合に該当するとして、水道施設運営権を設定した地方公共団体である水道事業者に対して、同項の規定による処分をなすべきことを求めることができる。

第二十四条の十三　（水道施設運営等事業の取消し等の通知）

地方公共団体である水道事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

- 一 民間資金法第二十九条第一項の規定により水道施設運営権を取り消し、若しくはその行為の停止を命じたとき、又はその停止を解除したとき。
- 二 水道施設運営権の存続期間の満了に伴い、民間資金法第二十九条第四項の規定により、又は水道施設運営権者が水道施設運営権を放棄したことにより、水道施設運営権が消滅したとき。

第二十五条　（簡易水道事業に関する特例）

簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて
参-15

給水することができるものであるときは、第十九条第三項の規定を適用しない。

- 2 細水人口が二千人以下である簡易水道事業を經營する水道事業者は、第二十四条第一項の規定にかかわらず、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第七条に規定する市町村長との協議により、当該水道に消火栓を設置しないことができる。

第三節 指定給水装置工事事業者

第二十五条の二 (指定の申請)

第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項

第二十五条の三 (指定の基準)

水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

- 2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

第二十五条の三の二 (指定の更新)

第十六条の二第一項の指定は、五年後との更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日野翌日から起算するものとする。

- 4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

第二十五条の四 (給水装置工事主任技術者)

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならぬ。
 - 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならぬ。

第二十五条の五 (給水装置工事主任技術者免状)

給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。

- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
 - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の六 (給水装置工事主任技術者試験)

給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けことができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の七 (変更の届出等)

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

第二十五条の八 (事業の基準)

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

第二十五条の九 (給水装置工事主任技術者の立会い)

水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

第二十五条の十 (報告又は資料の提出)

水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十五条の十一 (指定の取消し)

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えるおそれがあるとき。
- 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第四節 指定試験機関

第二十五条の十二 (指定試験機関の指定)

厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

第二十五条の十三 (指定の基準)

厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
 - 三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 第二十五条の二十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年

を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 第二十五条の十五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十五条の十四 (指定の公示等)

厚生労働大臣は、第二十五条の十二第一項の規定による指定をしたときは、指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の十五 (役員の選任及び解任)

指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は处分を含む。）若しくは第二十五条の十八第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

第二十五条の十六 (試験委員)

指定試験機関は、試験事務のうち、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

第二十五条の十七 (秘密保持義務等)

指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十五条の十八 (試験事務規程)

指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第二十五条の十九 (事業計画の認可等)

指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十五条の十二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大

臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二十五条の二十 (帳簿の備付け)

指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

第二十五条の二十一 (監督命令)

厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十五条の二十二 (報告、検査等)

厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十五条の二十三 (試験事務の休廃止)

指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の二十四 (指定の取消し等)

厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の十三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第二十五条の十三第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
 - 二 第二十五条の十五第二項（第二十五条の十六第四項において準用する場合を含む。）、第二十五条の十八第三項又は第二十五条の二十一の規定による命令に違反したとき。
 - 三 第二十五条の十六第一項、第二十五条の十九、第二十五条の二十又は前条第一項の規定に違反したとき。
 - 四 第二十五条の十八第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
 - 五 不正な手段により指定試験機関の指定を受けたとき。
- 3 厚生労働大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の二十五 (指定等の条件)

第二十五条の十二第一項、第二十五条の十五第一項、第二十五条の十八第一項、第二十五条の十九第一項又は第二十五条の二十三第一項の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

第二十五条の二十六 (厚生労働大臣による試験事務の実施)

- 厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。
- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十五条の二十四第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条の二十七 (厚生労働省令への委任)

この法律に規定するもののほか、指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 水道用水供給事業

第二十六条 (事業の認可)

水道用水供給事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第二十七条 (認可の申請)

水道用水供給事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 水道用水供給事業者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 給水対象及び給水量
 - 二 水道施設の概要
 - 三 給水開始の予定年月日
 - 四 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 五 経常収支の概算
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - 五 净水方法

六 工事の着手及び完了の予定年月日

七 その他厚生労働省令で定める事項

第二十八条 (認可基準)

水道用水供給事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにもに適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道用水供給事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 二 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 三 地方公共団体以外の者の申請に係る水道用水供給事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。
- 四 その他当該水道用水供給事業の開始が公益上必要であること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第二十九条 (附款)

厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道用水供給事業経営の認可を与える場合には、これに必要な条件を附することができる。

2 第九条第二項の規定は、前項の条件について準用する。

第三十条 (事業の変更)

水道用水供給事業者は、給水対象若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 一 その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。
- 二 その変更が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

2 前三条の規定は、前項の認可について準用する。

3 水道用水供給事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十一条 (準用)

第十一條第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条（第二項第三号を除く。）、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三（第七項を除く。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六（第一項第二号を除く。）、第二十四条の七、第二十四条の八（第三項を除く。）、第二十四条の旧から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。

この場合において、次の表の上覧（左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる軸に読み替えるものとする。

| | | |
|-----------------|----------------|--|
| 第十条第一項 | 水道事業の全部又は | 水道用水供給事業者の全部又は |
| 第十二条第一項 ただし書 | 水道事業の | 水道用水供給事業の |
| | 水道事業を | 水道供給事業を |
| 第十五条第二項 | 給水を受ける者に対し、當時水 | 水道用水の供給を受ける水道事業者に対し、給水契約の定めるところにより水道用水 |
| 第十五条第二項 ただし書 | 給水区域 | 給水対象 |
| | 区域及び | 対象及び |
| | 関係者に周知させる | 水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者に通知する |

| | | |
|-------------------|--|---|
| 第十九条第二項 | 事項 | 事項（第三号に掲げる事項を除く） |
| 第二十二条の四 第一項 | 給水区域 | 水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者の給水区域 |
| 第二十三条 第一項 | 関係者に周知させる | 水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者に通知する |
| 第二十四条の二 | 水道の | 水道用水供給事業者が水道用水を供給する水道事業者の水道の |
| | 水道事業に | 水道用水供給事業に |
| 第二十四条三 第四項 | 第十九条第二項各号 | 第十九条第二項各号（第三号を除く。） |
| 第二十四の三 第六項 | 第十七条、第二十条 | 第二十条 |
| | 第二十五条の九、第三十六条第二項 | 第三十六条第二項 |
| 第二十四条の三 第八項 | 同項各号 | 同項各号（第三号を除く。） |
| 第二十四条の四 第一項 | 水道事業の | 水道供給事業の |
| 第二十四条の四 第三項 | 第六条第一項 | 第二十六条 |
| | 水道事業経営 | 水道用水供給事業経営 |
| 第二十四条の五 第三項第六号 | 水道事業 | 水道用水供給事業 |
| 第二十四条の七 第二項 | 第十九条第二項各号 | 第十九条第二項各号（第三号を除く。） |
| 第二十四条の八 第一項 | 第十四条第一項、第二項及び第五項、第十 五条第二項及び第三項 | 第十五条第二項 |
| | 、第二十四条第三項並びに | 並びに |
| | 第十四条第一項中「料金」とあるのは「料金（第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（次項、次条第二項及び第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が自らの収入として收受する水道施設の利用に係る料金（次項において「水道施設運営権者にかかる利用料金」という。）を含む。次項第一号及び第二号、第五項、次条第三項並びに第二十四条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「次に」とあるのは「水道施設運営権者に係る利用料金について、水道施設運営権者は水道の需要者に対して直接にその支払いを請求する権利を有する旨が明確に定められているほか、次に」と、第十五条第二項ただし書 | 第十五条第二項ただし書 |
| | （水道施設運営権者が | （第二十四条の四第三項に規定する水道施設運営権者（第二十三条第二項において「水道施設運営権者」という。）が |
| | 水道事業者（水道施設運営権者を含む。以下この項及び次条第三項 | 水道用水供給事業者（水小津施設運営権者を含む。以下この項 |
| 第二十四条の八 第二項 | とする。この場合において、水道施設運営権者は、当然に給水契約の利益（水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の支払を請求する権利にかかる部分に限る。）を享受する。 | とする |
| | 第十七条、第二十条 | 第二十条 |
| | 第二十三条第一項、第二十五条の九 | 第二十三条第一項 |

第五章 専用水道

第三十二条 (確認)

専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

第三十三条 (確認の申請)

前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 水道事務所の所在地
- 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の概要
 - 五 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - 六 净水方法
 - 七 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

第三十四条 (準用)

第十三条、第十九条（第二項第三号及び第七号を除く。）、第二十条から第二十二条の二まで、第二十三条及び第二十四条の三（第七項を除く。）の規定は、占用水道の設置者について準用する。

この場合において、次の表の上覧（左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる軸に読み替えるものとする。

| | | |
|----------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 第十三条第一項 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 |
| 第十九条第二項 | 事項 | 事項（第三号及び第七号に掲げる事項を除く。） |
| 第二十四条の三 第二項 | 厚生労働大臣 | 都道府県知事 |
| 第二十四条の三 第四項 | 第十九条第二項各号 | 第十九条第二項各号（第三号及び第七号を除く。） |
| 第二十四条の三 第六項 | 第十七条、第二十条から第二十二条の三 | 第二十条から第二十二条の二 |
| | 第二十五条の九、第三十六条第二項並びに 第三十九条（第二項） | 第三十六条第二項並びに第三十九条（第一項） |

| | | |
|----------------|------|--------------------|
| 第二十四条の三 第八項 | 同項各号 | 同項各号（第三号及び第七号を除く。） |
|----------------|------|--------------------|

- 2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

第六章 簡易専用水道

第三十四条の二

簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第三十四条の三 (検査の義務)

前条第二項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

第三十四条の四 (準用)

第二十条の二から第二十条の五までの規定は第三十四条の二第二項の登録について、第二十条の六第二項の規定は簡易占用水道の管理の検査について、第二十条の七から第二十条の十六までの規定は第三十四条の二第二項の登録を受けたものについて、それぞれ準用する。

この場合において、次の表の上覧（左欄）に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それそれ同表の下欄（右欄）に掲げる軸に読み替えるものとする。

| | | |
|------------------|------------------|---------------------|
| 第二十条の二 | 水質検査 | 簡易占用水道の管理の検査 |
| 第二十条の四 第一項第一号 | 第二十条第一項に規定する水質検査 | 簡易占用水道の管理の検査 |
| | 検査施設 | 検査設備 |
| | 用いて水質検査 | 用いて簡易占用水道の管理の検査 |
| 第二十条の四 第一項第二号 | 別表第一 | 別表第二 |
| | 水質検査 | 簡易占用水道の管理の検査 |
| | 五名 | 三名 |
| 第二十条の四 第一項第三号 | 水質検査 | 簡易占用水道の管理の検査 |
| 第二十条の四 第二項 | 水質検査機関登録簿 | 簡易占用水道検査機関登録簿 |
| 第二十条の四 第二項第三号 | 水質検査 | 簡易占用水道の管理の検査 |
| 第二十条の六 第二項 | 登録水質検査機関 | 第三十四条の二第二項の登録を受けたもの |
| 第二十条の七 | 水質検査を | 簡易占用水道の管理の検査を |
| 第二十条の八 第一項 | 水質検査の | 簡易占用水道の管理の検査の |
| | 水質検査業務規程 | 簡易占用水道検査業務規程 |
| 第二十条の八 第二項 | 水質検査業務規程 | 簡易占用水道検査業務規程 |
| | 水質検査の | 簡易占用水道の管理の検査の |
| | 水質検査に | 簡易占用水道の管理の検査に |
| 第二十条の九 | 水質検査の | 簡易占用水道の管理の検査の |
| 第二十条の十 第二項 | 水道事業者 | 簡易占用水道の設置者 |
| 第二十条の十二 | 第二十条の六第一項又は第二項 | 第二十条の六第二項又は第三十四条の三 |
| | 水質検査を受託すべき | 簡易占用水道の管理の検査の検査を行な |

| | | |
|----------------|-----------------|----------------------------|
| | | うべき |
| | 水質検査の | 簡易占用水道の管理の検査の |
| 第二十条の十三 | 水質検査の | 簡易占用水道の管理の検査の |
| 第二十条の十三 第五号 | 第二十条第三項 | 第三十四条の二第二項 |
| 第二十条の十四 | 水質検査に | 簡易占用水道の管理の検査に |
| 第二十条の十五 第一項 | 水質検査の 検査施設 | 簡易占用水道の管理の検査の 検査設備 |
| 第二十条の十六 第一号 | 第二十条第三項 | 第三十四条の二第二項 |
| 第二十条の十六 第四号 | 第二十条第三項 水質検査 | 第三十四条の二第二項 簡易占用水道の管理の検査 |

第七章 監督

第三十五条 (認可の取消し)

厚生労働大臣は、水道事業者又は水道用水供給事業者が、正当な理由がなくて、事業認可の申請書に添附した工事設計書に記載した工事着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、若しくは工事完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了せず、又は事業計画書に記載した給水開始の予定年月日の経過後一年以内に給水を開始しないときは、事業の認可を取り消すことができる。この場合において、工事完了の予定年月日の経過後一年を経過した時に一部の工事を完了していたときは、その工事を完了していない部分について事業の認可を取り消すこともできる。

- 2 地方公共団体以外の水道事業者について前項に規定する理由があるときは、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村は、厚生労働大臣に同項の処分をなすべきことを求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、地方公共団体である水道事業者又は水道用水供給事業者に対して第一項の処分をするには、当該水道事業者又は水道用水供給事業者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第三十六条 (改善の指示等)

厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

第三十七条 (給水停止命令)

厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させるこ

とが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

第三十八条 (供給条件の変更)

厚生労働大臣は、地方公共団体以外の水道事業者の料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件が、社会的経済的事情の変動等により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該水道事業者に対し、相当の期間を定めて、供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、水道事業者が前項の期間内に同項の申請をしないときは、供給条件を変更することができる。

第三十九条 (報告の徴収及び立入検査)

厚生労働大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第八項において同じ。）を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八章 雜則

第三十九条の二 (災害その他非常の場合における連携及び協力の確保)

国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第四十条 (水道用水の緊急応援)

都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

3 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。

- 4 第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。
- 5 第一項及び前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。
- 6 第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて供給の対価の増減を請求することができる。
- 7 前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。
- 8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。
- 9 第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは「第四十条第八項」と読み替えるものとする。

第四十一条 (合理化の勧告)

厚生労働大臣は、二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間において、その事業を一体として経営し、又はその給水区域の調整を図ることが、給水区域、給水人口、給水量、水源等に照らし合理的であり、かつ、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、関係者に對しその旨の勧告をすることができる。

第四十二条 (地方公共団体による買収)

地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を經營している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を經營することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに付随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を經營するために必要な権利を買収することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の規定により水道施設等を買収しようとするときは、買収の範囲、価額及びその他の買収条件について、当該水道事業者と協議しなければならない。
- 3 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、厚生労働大臣が裁定する。この場合において、買収価額については、時価を基準とするものとする。
- 4 前項の規定による裁定があつたときは、裁定の効果については、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に定める収用の効果の例による。
- 5 第三項の規定による裁定のうち買収価額に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増減を請求することができる。
- 6 前項の訴においては、買収の他の当事者をもつて被告とする。
- 7 第三項の規定による裁定についての審査請求においては、買収価額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第四十三条 (水源の汚濁防止のための要請等)

水道事業者又は水道用水供給事業者は、水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、又は適当な措置を講ずべきことを要請することができる。

第四十四条 (国庫補助)

国は、水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

第四十五条 (国の特別な助成)

国は、地方公共団体が水道施設の新設、増設若しくは改造又は災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんにつとめなければならない。

第四十五条の二 (研究等の推進)

国は、水道に係る施設及び技術の研究、水質の試験及び研究、日常生活の用に供する水の適正かつ合理的な供給及び利用に関する調査及び研究その他水道に関する研究及び試験並びに調査の推進に努めるものとする。

第四十五条の三 (手数料)

給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする者は、国に、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 給水装置工事主任技術者試験を受けようとする者は、国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては、指定試験機関）に、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。
- 3 前項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

第四十六条 (都道府県が処理する事務)

この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととができる。

- 2 この法律（第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項に限る。）の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）で定めるところにより、町村長が行うこととができる。

第四十七条 削除

第四十八条 (管轄都道府県知事)

この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、第三十九条（立入検査に関する部分に限る。）及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。

第四十八条の二 (市又は特別区に関する読み替え等)

市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

第四十八条の三 (審査請求)

指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第四十九条（特別区に関する読み替り）

特別区の存する区域においては、この法律中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

第五十条（国の設置する専用水道に関する特例）

この法律中専用水道に関する規定は、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条の規定を除き、国の設置する専用水道についても適用されるものとする。

- 2 国の行う専用水道の布設工事については、あらかじめ厚生労働大臣に当該工事の設計を届け出で、厚生労働大臣からその設計が第五条の規定による施設基準に適合する旨の通知を受けたときは、第三十二条の規定にかかわらず、その工事に着手することができる。
- 3 第三十三条の規定は、前項の規定による届出及び厚生労働大臣がその届出を受けた場合における手続について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。
- 4 国の設置する専用水道については、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに前章に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。

第五十条の二（国の設置する簡易専用水道に関する特例）

この法律中簡易専用水道に関する規定は、第五十三条、第五十四条、第五十五条及び第五十六条の規定を除き、国の設置する簡易専用水道についても適用されるものとする。

- 2 国の設置する簡易専用水道については、第三十六条第三項、第三十七条及び第三十九条第三項に定める都道府県知事（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、市長又は特別区の区長）の権限に属する事務は、厚生労働大臣が行う。

第五十条の三（経過措置）

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

第五十一条

水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従つて処断する。

第五十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者

二 第二十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第二十六条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第五十三条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項前段の規定に違反した者

二 第十一条第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十五条第一項の規定に違反した者

四 第十五条第二項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者

五 第十九条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第二十四条の三第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者

七 第二十四条の三第三項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八 第二十四条の七第一項（第三十一条において準用する場合を含む）の規定に違反した者

九 第三十条第一項の規定に違反した者

十 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

十一 第四十条第一項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項の規定による命令に違反した者

第五十三条の二

第二十条の十三（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の三

第二十五条の十七第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条の四

第二十五条の二十四第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条

次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者

二 第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者

三 第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十二条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第二十九条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件

に違反した者

七 第三十二条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

第五十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 地方公共団体以外の水道事業者であつて、第七条第四項第七号の規定により事業計画書に記載した供給条件（第十四条第六項の規定による認可があつたときは、認可後の供給条件、第三十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件）によらないで、料金又は給水装置工事の費用を受け取つたもの

二 第十条第三項、第十一条第三項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第二項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十五条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の九（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十条の十四（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十条の十五第一項（第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十五条の三

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の二十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十五条の二十二第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第五十六条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条

正当な理由がないのに第二十五条の五第三項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

1－2. 水道法施行規則（抜粋）

昭和三十二年厚生省令第四十五号

水道法施行規則

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第七条第一項、第二項第八号及び第三項第八号（第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第二項第六号及び第三項第七号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項及び第二項第八号及び附則第六条第一項並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第三条第一項第六号及び第五条第一項第四号の規定に基き、並びに同法を実施するため、水道法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 水道事業

第一節 事業の認可等（第一条—第十七条の四）

第二節 指定給水装置工事事業者（第十八条—第三十六条）

第三節 指定試験機関（第三十七条—第四十八条）

第二章 水道用水供給事業（第四十九条—第五十二条）

第三章 専用水道（第五十三条・第五十四条）

第四章 簡易専用水道（第五十五条—第五十六条の八）

第五章 雜則（第五十七条）

附則

第一章 水道事業

第一節 事業の認可等

第一条（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的）

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の人の生活の用に供することとする。

第一条の二（認可申請書の添付書類等）

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意思決定を証する書類
- 三 市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類
- 四 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
- 五 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約
- 六 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らか

にする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

- 七 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 八 水源の周辺の概況を明らかにする地図
 - 九 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 十 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- 2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。

第二条 （事業計画書の記載事項）

法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工事費の算出根拠
- 二 借入金の償還方法
- 三 料金の算出根拠
- 四 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法

第三条 （工事設計書に記載すべき水質試験の結果）

法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によって行うものとする。

第四条 （工事設計書の記載事項）

法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 主要な水理計算
- 二 主要な構造計算

第五条 （法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。
- 二 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。

第六条

法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。
- 二 給水区域が、水道の整備が行われていない区域の解消及び同一の市町村の既存の水道事業との統合について配慮して設定されたものであること。
- 三 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 四 給水量が、過去の用途別の給水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
- 五 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定でき

るよう期間が設定されたものであること。

六 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。

七 水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。

八 広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

九 水道用水供給事業者から用水の供給を受ける水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。

十 取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。

十一 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。

十二 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

第七条

法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。

第七条の二 （事業の変更の認可を要しない軽微な変更）

法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一 水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）並びに配水施設を除く。以下この号において同じ。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロの規定は適用しない。）。

イ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複することであること。

ロ 変更後の給水人口と認可給水人口（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする。）をいう。）との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

ハ 変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

イ 普通沈殿池

ロ 薬品沈殿池

- ハ 高速凝集沈殿池
- ニ 緩速濾ろ過池
- ホ 急速濾ろ過池
- ヘ 膜濾ろ過設備
- ト エアレーション設備
- チ 除鉄設備
- リ 除マンガン設備
- ヌ 粉末活性炭処理設備
- ル 粒状活性炭処理設備

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

- イ 特定区間に流入する河川がないとき。
- ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

第八条 (変更認可申請書の添付書類等)

第一条の二第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「各号」とあるのは「各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号を除く。）」と、同項第九号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。
- 3 第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

第八条の二 (事業の変更の届出)

法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 水道事務所の所在地
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。
- 一 次に掲げる事項を記載した事業計画書
 - イ 変更後の給水区域、給水人口及び給水量
 - ロ 水道施設の概要

- ハ 納水開始の予定年月日
- ニ 変更後の給水人口及び給水量の算出根拠
 - ホ 法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経常収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件
- 二 次に掲げる事項を記載した工事設計書
 - イ 工事の着手及び完了の予定年月日
 - ロ 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧
 - ハ 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法
 - ニ 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点
- 三 水道施設の位置を明らかにする地図
- 四 第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
- 五 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類
- 六 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類
- 七 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図
- 八 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 九 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第九条 （布設工事監督者の資格）

令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第四条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上、同項第二号の卒業者にあつては二年（簡易水道の場合は、一年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、令第四条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数（簡易水道の場合は、それぞれ当

該各号に規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第十条 (給水開始前の水質検査)

法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

第十一条 (給水開始前の施設検査)

法第十三条第一項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものとする。

第十二条 (法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。
- 二 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
 - ロ 支払利息と資産維持費との合算額
 - ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額
- 三 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

第十二条の二

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 給水区域
 - ロ 料金、給水装置工事の費用等の徴収方法
 - ハ 給水装置工事の施行方法
- ニ 給水装置の検査及び水質検査の方法
- ホ 給水の原則及び給水を制限し、又は停止する場合の手続
- 二 水道の需要者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 給水契約の申込みの手続
 - ロ 料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置
 - ハ 水道メーターの設置場所の提供及び保管責任
- ニ 水道メーターの賃貸料等の特別の費用負担を課する場合にあつては、その事項及び金額
- ホ 給水装置の設置又は変更の手続
- ヘ 給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定により定める基準に適合していない場合の措置

- ト 給水装置の検査を拒んだ場合の措置
- チ 給水装置の管理責任
- リ 水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置

第十二条の三

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。
- 二 料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

第十二条の四

法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告
 - ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供
- 二 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
 - ロ 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第十二条の五 (料金の変更の届出)

法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。

第十三条 (給水装置の軽微な変更)

法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

第十四条 (水道技術管理者的資格)

令第六条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に規定する学校の卒業者については七年（簡易水道等の場合は、三年六箇月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年（簡易水道等の場合は、四年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、令第六条第一項第二号に規定する学科又は前号に規定する学科に相当する学科を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

第十四条の二 (登録)

前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
 - 三 登録講習を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
 - 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - 四 講師の氏名、職業及び略歴
 - 五 学科講習の科目及び時間数
 - 六 実務講習の実施方法及び期間
 - 七 登録講習の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
 - 八 その他参考となる事項を記載した書類

第十四条の三 (欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がある者

第十四条の四 (登録基準)

厚生労働大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。
 - イ 水道行政 二時間以上
 - ロ 公衆衛生・衛生管理 二時間以上
 - ハ 水道経営 三時間以上
 - ニ 水道基礎工学概論 二十一時間以上
 - ホ 水質管理 十二時間以上
 - ヘ 水道施設管理 三十三時間以上
- 二 学科講習の講師が次のいずれかに該当するものであること。
- イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する学科を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者
 - ロ 法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十以上従事した経験を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- 三 水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する濾ろ過設備を有

する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。

2 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地

第十四条の五 (登録の更新)

第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第十四条の六 (実施義務)

第十四条第三号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。

- 一 学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項
 - 二 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項
- 2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十四条の七 (変更の届出)

登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十四条の八 (業務規程)

登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録講習の受講申請に関する事項
- 二 登録講習の受講手数料に関する事項
- 三 前号の手数料の収納の方法に関する事項
- 四 登録講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項
- 六 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 七 第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に関し必要な事項

第十四条の九 (業務の休廃止)

登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十四条の十 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け取る方法

第十四条の十一 (適合命令)

厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条の十二 (改善命令)

厚生労働大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条の十三 (登録の取消し等)

厚生労働大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十四条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。

第十四条の十四 (帳簿の備付け)

登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止するまでこれを保存しなければならない。

- 一 学科講習、実務講習ごとの講習実施年月日、実施場所、参加者氏名及び住所
- 二 学科講習の講師の氏名
- 三 講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日

第十四条の十五 (報告の徵収)

厚生労働大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は經理の状況に関し報告させることができる。

第十四条の十六 (公示)

厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十四条第三号の登録をしたとき。
- 二 第十四条の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十四条の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

第十五条 (定期及び臨時の水質検査)

法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる検査を行うこと。
 - イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
 - ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査
- 二 検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。
- 三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。
 - イ 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。
 - ロ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。
 - ハ 基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれがあると認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるとき

は、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができる。

| | |
|--|---|
| 基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十六の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項 | 原水並びに水源及びその周辺の状況 |
| 基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項 | 原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況 |
| 基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げる事項 | 原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。） |
| 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項 | 原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。） |

- 2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
 - 二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
 - 三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。
- 3 第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。
- 4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。
- 5 第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。
- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。
- 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

- 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
 - 三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
 - 四 第二項の検査に関する事項
 - 五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
 - 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
- 8 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びヘを除く。）を含むこと。
 - イ 委託する水質検査の項目
 - ロ 第一項の検査の時期及び回数
 - ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）
 - 二 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
 - ホ 水質検査の結果の根拠となる書類
 - ヘ 第二項の検査の実施の有無
 - 二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。
 - 三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
 - 四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。
 - 五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。
 - 六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

第十五条の二 （登録の申請）

法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
- 三 申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類
 - イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。）
 - ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類
 - (1) 前条第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類
 - (2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類
 - (3) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類（借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。）

(4) 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真

- 五 法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴
- 六 法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類
- 七 法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書
- 八 水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類
- 九 次に掲げる事項を記載した書面
- イ 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分
 - ロ 法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名
 - ハ 第十五条の四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名
- ニ 水質検査を行う項目ごとの定量下限値
 - ホ 現に行つてはいる事業の概要

第十五条の三 （登録の更新）

法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。）
- 二 直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

第十五条の四 （検査の方法）

法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
 - 二 精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。
 - 三 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者（以下「検査区分責任者」という。）に行わせることができるものとする。
 - イ 水質検査部門の業務を統括すること。
 - ロ 次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。
 - ハ 水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
 - ニ その他必要な業務
- 四 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

- イ 第七号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。
- ロ 第七号トの文書に基づく精度管理を定期的に実施するための事務、外部精度管理調査を定期的に受けたための事務及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務を行うこと。
- ハ イの内部監査並びにロの精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。

ニ その他必要な業務

五 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

六 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

| 作成すべき標準作業書の種類 | 記載すべき事項 |
|---------------|--|
| 検査実施標準作業書 | 一 水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称 二 水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三 水質検査に当たつての注意事項 四 水質検査により得られた値の処理の方法 五 水質検査に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日 |
| 試料取扱標準作業書 | 一 試料の採取の方法 二 試料の運搬の方法 三 試料の受領の方法 四 試料の管理の方法 五 試料の管理に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日 |
| 試薬等管理標準作業書 | 一 試薬等の容器にすべき表示の方法 二 試薬等の管理に関する注意事項 三 試薬等の管理に関する記録の作成要領 四 作成及び改定年月日 |
| 機械器具保守管理標準作業書 | 一 機械器具の名称 二 常時行うべき保守点検の方法 三 定期的な保守点検に関する計画 四 故障が起こった場合の対応の方法 五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日 |

七 次に掲げる文書を作成すること。

- イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
- ロ 文書の管理について記載した文書
- ハ 記録の管理について記載した文書
- ニ 教育訓練について記載した文書
- ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書
- ヘ 内部監査の方法を記載した文書
- ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
- チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書
- リ 受託の方法を記載した文書
- ヌ 物品の購入の方法を記載した文書
- ル その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

第十五条の五 (変更の届出)

法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十五による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。

第十五条の六 (水質検査業務規程)

法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
 - 二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
 - 四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
 - 五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿
 - 七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
 - 八 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項
- 2 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類
 - 二 前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類
- 3 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

第十五条の七 (業務の休廃止の届出)

登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止する検査の業務の範囲
- 二 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 三 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十五条の八 (電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

法第二十条の十第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第十五条の九 (情報通信の技術を利用する方法)

法第二十条の十第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

第十五条の十 (帳簿の備付け)

登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によって水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2 法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 水質検査の委託を受けた年月日
- 三 試料を採取した場所
- 四 試料の運搬の方法
- 五 水質検査の開始及び終了の年月日時
- 六 水質検査の項目
- 七 水質検査を行つた検査員の氏名
- 八 水質検査の結果及びその根拠となる書類
- 九 第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十 第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十一 第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録

第十六条 (健康診断)

法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。

- 2 法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。
- 3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。
- 4 他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基いて行われた健康診断の内容

が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

第十七条 (衛生上必要な措置)

法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
 - 二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
 - 三 給水栓における水が、遊離残留塩素を〇・一mg／l（結合残留塩素の場合は、〇・四mg／l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、〇・二mg／l（結合残留塩素の場合は、一・五mg／l）以上とする。
- 2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

第十七条の二 (情報提供)

法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

- 一 水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項
- 二 水道事業の実施体制に関する事項（法第二十四条の三第一項の規定による委託の内容を含む。）
- 三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
- 四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
- 五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
- 六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
- 七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果
- 八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

第十七条の三 (委託契約書の記載事項)

令第七条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

第十七条の四 (業務の委託の届出)

法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水道事業者の氏名又は名称
- 二 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帶して請け負った場合を含む。）にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 三 受託水道業務技術管理者の氏名

四 委託した業務の範囲

五 契約期間

- 2 法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

第二節 指定給水装置工事事業者

第十八条 (指定の申請)

法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- 3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条

法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(第二十一条第三項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号
- 三 事業の範囲

第二十条 (厚生労働省令で定める機械器具)

法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

第二十一条 (給水装置工事主任技術者の選任)

指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

第二十二条

法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

第二十三条 (給水装置工事主任技術者の職務)

法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 二 第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 三 給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

第二十四条（免状の交付申請）

法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）
- 二 第三十三条の規定により交付する合格証書の写し

第二十五条（免状の様式）

法第二十五条の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。

第二十六条（免状の書換え交付申請）

免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

- 2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。

第二十七条（免状の再交付申請）

免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。

- 2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。
- 3 免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。
- 4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

第二十八条（免状の返納）

免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

第二十九条（試験の公示）

厚生労働大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第二十五条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

第三十条（試験科目）

試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生概論
- 二 水道行政

- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論
- 八 給水装置工事事務論

第三十一条 (試験科目の一部免除)

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

第三十二条 (受験の申請)

試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類
 - 二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
 - 三 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類
- 2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

第三十三条 (合格証書の交付)

厚生労働大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

第三十四条 (変更の届出)

- 法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、役員の氏名
 - 三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいづれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

第三十五条 (廃止等の届出)

法第二十五条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

第三十六条 (事業の運営の基準)

法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせがちなよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 五 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 六 施行した給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日
 - ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ 基工図
 - ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト 法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

第三節 指定試験機関

第三十七条 (指定試験機関の指定の申請)

法第二十五条の十二第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならぬ。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 行おうとする試験事務の範囲
 - 三 指定を受けようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行つている業務の概要を記載した書類
- 七 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地を記載した書類
- 八 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

第三十八条 (指定試験機関の名称等の変更の届出)

法第二十五条の十四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- 2 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
 - 二 新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止しようとする年月日
 - 三 新設又は廃止の理由

第三十九条 (役員の選任又は解任の認可の申請)

指定試験機関は、法第二十五条の十五第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする者の氏名
- 二 選任し、又は解任しようとする年月日
- 三 選任又は解任の理由

第四十条 (試験委員の要件)

法第二十五条の十六第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において水道に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの的研究機関において水道に関する研究の業務に従事した経験を有するもの
- 三 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第四十一条 (試験委員の選任又は変更の届出)

法第二十五条の十六第三項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 選任した試験委員の氏名、住所及び略歴又は変更した試験委員の氏名
- 二 選任し、又は変更した年月日
- 三 選任又は変更の理由

第四十二条 (試験事務規程の認可の申請)

指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第二十五条の十八第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

第四十三条 (試験事務規程の記載事項)

法第二十五条の十八第二項の厚生労働省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験事務の実施の方法に関する事項

二 受験手数料の収納に関する事項

三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五 その他試験事務の実施に関し必要な事項

第四十四条 (事業計画及び収支予算の認可の申請)

指定試験機関は、法第二十五条の十九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。

第四十五条 (帳簿)

法第二十五条の二十の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験を施行した日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び合否の別

2 法第二十五条の二十に規定する帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

第四十六条 (試験結果の報告)

指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 試験を施行した日

二 試験地

三 受験申込者数

四 受験者数

五 合格者数

2 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。

第四十七条 (試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 二 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日
- 三 休止又は廃止の理由

第四十八条 (試験事務の引継ぎ等)

指定試験機関は、法第二十五条の二十三第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二十四第一項の規定により指定を取り消された場合又は法第二十五条の二十六第二項の規定により厚生労働大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き渡すこと。
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項を行うこと。

第二章 水道用水供給事業

第四十九条 (認可申請書の添付書類等)

- 法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類
 - 三 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類
 - 四 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約
 - 五 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 六 水源の周辺の概況を明らかにする地図
 - 七 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 八 導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

第五十条 (事業計画書の記載事項)

法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

第五十一条 (変更認可申請書の添付書類等)

第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改造される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

2 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号及び

第四号を除く。)」と、同項第七号中「除く。)」とあるのは「除く。)」であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第八号中「送水管」とあるのは「送水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項について準用する。

第五十一条の二 (法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目)

法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。

二 給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

三 給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。

四 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。

五 広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

六 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。

七 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。

八 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

第五十一条の三

法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。

第五十一条の四 (事業の変更の認可を要しない軽微な変更)

法第三十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量（法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、又ははるに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

イ 普通沈殿池

- ロ 薬品沈殿池
- ハ 高速凝集沈殿池
- ニ 緩速濾ろ過池
- ホ 急速濾ろ過池
- ヘ 膜濾ろ過設備
- ト エアレーション設備
- チ 除鉄設備
- リ 除マンガン設備
- ヌ 粉末活性炭処理設備
- ル 粒状活性炭処理設備

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるもの。

- イ 特定区間に流入する河川がないとき。
- ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

第五十一条の五 （事業の変更の届出）

法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 二 水道事務所の所在地
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。
- 一 次に掲げる事項を記載した事業計画書
 - イ 変更後の給水対象及び給水量
 - ロ 水道施設の概要
 - ハ 給水開始の予定年月日
 - 二 法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の経常収支の概算
 - 二 次に掲げる事項を記載した工事設計書
 - イ 工事の着手及び完了の予定年月日
 - ロ 前条第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法
 - ハ 前条第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点
 - 三 水道施設の位置を明らかにする地図
 - 四 前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - 五 前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人

又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

六 前条第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

七 前条第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第五十二条 (準用)

の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ニ」とそれぞれ読み替えるものとする。

第三章 専用水道

第五十三条 (確認申請書の添付書類等)

法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 二 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 三 水道施設の位置を明らかにする地図
- 四 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 五 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 六 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

第五十四条 (準用)

第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条まで、第十七条の三及び第十七条の四の規定は、専用水道について準用する。この場合において、第十一条中「給水装置」とあるのは「給水の施設」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同号ロ（1）中「前条第一項第一号」とあるのは「第五十四条において準用する前条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第六号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第六号」と、「同条第七号イからルまで」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号イからルまで」と、同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第三号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第三号」と、同号ハ中「第十五条の四第四号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第四号」と、第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の五第一項」と、同条第一号中「前条各号」とあるのは「第五十四条において準用する前条各号」と、「同条第七号」とあるのは「第五十四条において準用する前条第七号」と、第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の六第二項」と、同条第四号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、「第十五条の五第一項中「法第二十条の七」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の七」と、同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の二第八号」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第参-62

二号及び第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十四条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第四号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十四条において準用する第十五条の四第七号ニ」と読み替えるものとする。

第四章 簡易専用水道

第五十五条 (管理基準)

法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第五十六条 (検査)

法第三十四条の二第二項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第五十六条の二 (登録の申請)

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
- 三 申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第一号の必要な検査設備を有していることを示す書類
- 五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者（以下「簡易専用水道検査員」という。）の氏名及び略歴
- 六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「簡易専用水道検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類
- 七 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第

五十六条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イからルに掲げる文書

八 次に掲げる事項を記載した書面

- イ 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「簡易専用水道検査部門管理者」という。）の氏名
- ロ 第五十六条の四第二号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名
- ハ 現に行つている事業の概要

第五十六条の三 （登録の更新）

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八による申請書に前条各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五十六条の四 （検査の方法）

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の六第二項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。
 - イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。
 - ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。
 - ハ 簡易専用水道の管理の検査について第四号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により簡易専用水道の管理の検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- 二 その他必要な業務
- 三 簡易専用水道検査信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。
 - イ 第五号への文書に基づき、簡易専用水道の管理の検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。
 - ロ 第五号トの文書に基づき、精度管理及び外部精度管理調査を定期的に受けるための事務を行うこと。
 - ハ イの内部監査並びにロの精度管理及び外部精度管理調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を簡易専用水道検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の帳簿に記載すること。
- 四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を作成すること。
 - イ 簡易専用水道の管理の検査の項目ごとの検査の手順及び判定基準
 - ロ 簡易専用水道の管理の検査に用いる設備の操作及び保守点検の方法
 - ハ 検査中の当該施設への部外者の立入制限その他の検査に当たつての注意事項
- 二 簡易専用水道の管理の検査の結果の処理方法
- ホ 作成及び改定年月日

五 次に掲げる文書を作成すること。

- イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
- ロ 文書の管理について記載した文書
- ハ 記録の管理について記載した文書
- ニ 教育訓練について記載した文書
- ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書
- ヘ 内部監査の方法を記載した文書
- ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
- チ 簡易専用水道検査結果書の発行の方法を記載した文書
- リ 依頼を受ける方法を記載した文書
- ヌ 物品の購入の方法を記載した文書
- ル その他簡易専用水道の管理の検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

第五十六条の五 (変更の届出)

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、
様式第十九による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五十六条の六 (簡易専用水道検査業務規程)

法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のと
おりとする。

- 一 簡易専用水道の管理の検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
 - 二 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 三 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限に関する事項
 - 四 簡易専用水道の管理の検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
 - 五 簡易専用水道の管理の検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の氏名並びに簡易専用水道検
査員の名簿
 - 七 簡易専用水道検査部門管理者及び簡易専用水道検査信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
 - 八 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費
用に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、簡易専用水道の管理の検査の業務に関し必要な事項
- 2 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の
八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十による
届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第五十六条の七 (準用)

第十五条の七から第十五条の九までの規定は法第三十四条の二第二項の登録を受けた者について準用する。こ
の場合において、第十五条の七中「登録水質検査機関」とあるのは「法第三十四条の二第二項の登録を受けた者」
と、「法第二十条の九の規定により水質検査の業務」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用す
る法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項
第三号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五
条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二
十条の十第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五十六条の八 (帳簿の備付け)

法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によって簡易専用水道の管理の検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の十四の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 簡易専用水道の管理の検査を依頼した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けた年月日
- 三 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称
- 四 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日
- 五 簡易専用水道の管理の検査を行つた簡易専用水道検査員の氏名
- 六 簡易専用水道の管理の検査の結果
- 七 第五十六条の四第二号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
- 八 第五十六条の四第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
- 九 第五十六条の四第五号ニの教育訓練に関する記録

第五章 雜則

第五十七条 (証明書の様式)

法第二十条の十五第二項（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二とする。

2 法第二十五条の二十二第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。
3 法第三十九条第四項（法第四十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十二の三とする。

= 附則は、省略 =

1－3. 水道法施行令（抜粋）

昭和三十二年政令第三百三十六号

水道法施行令

内閣は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第六項ただし書及び第九項、第十二条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十六条、第十九条第三項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 （専用水道の基準）

- 水道法（以下「法」という。）第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル
 - 二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル
- 2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。

第二条 （簡易専用水道の適用除外の基準）

法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

第三条 （水道施設の増設及び改造の工事）

- 法第三条第十項に規定する政令で定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
 - 二 沈でん池、濾ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

第四条 （布設工事監督者の資格）

法第十二条第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 六 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

第五条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置につては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第六条（水道技術管理者の資格）

法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
 - 二 第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 四 厚生労働省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
- 2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六条の二（登録水質検査機関等の登録の有効期間）

法第二十条の五第一項（法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

第七条（業務の委託）

法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合につては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託すること。

二 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する
給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。

三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

- イ 委託に係る業務の内容に関する事項
- ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- ハ その他厚生労働省令で定める事項

第八条

法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める要件は、法第二十四条の三第一項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

第九条 （受託水道業務技術管理者の資格）

法第二十四条の三第五項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、第六条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

第十条 （水道用水供給事業者について準用する法の規定の読み替え）

法第三十一条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|-----------------------|
| 第十九条第二項第二号 | 第十三条第一項 | 第三十一条において準用する第十三条第一項 |
| 第十九条第二項第四号 | 次条第一項 | 第三十一条において準用する次条第一項 |
| 第十九条第二項第五号 | 第二十一条第一項 | 第三十一条において準用する第二十一条第一項 |
| 第十九条第二項第六号 | 第二十二条 | 第三十一条において準用する第二十二条 |
| 第十九条第二項第七号 | 第二十三条第一項 | 第三十一条において準用する第二十三条第一項 |

第十一条 （専用水道の設置者について準用する法の規定の読み替え）

法第三十四条第一項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|--------------------------|
| 第十九条第二項第二号 | 第十三条第一項 | 第三十四条第一項において準用する第十三条第一項 |
| 第十九条第二項第四号 | 次条第一項 | 第三十四条第一項において準用する次条第一項 |
| 第十九条第二項第五号 | 第二十一条第一項 | 第三十四条第一項において準用する第二十一条第一項 |
| 第十九条第二項第六号 | 第二十二条 | 第三十四条第一項において準用する第二十二条 |
| 第十九条第二項第七号 | 第二十三条第一項 | 第三十四条第一項において準用する第二十三条第一項 |

第十二条 （国庫補助）

法第四十四条に規定する政令で定める費用は、別表の中欄に掲げる費用とし、同条の規定による補助は、その費用につき厚生労働大臣が定める基準によって算出した額（同表の中欄に掲げる施設の新設又は増設に関して寄附金その他の収入金があるときは、その額からその収入金の額を限度として厚生労働大臣が定める額を控除した額）に、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額について行うものとする。

2 前項の費用には、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹その他別表の中欄に掲げる施設の維持管理に必要な施設の新設又は増設に要する費用は、含まれないものとする。

第十三条 （手数料）

法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者 二千五百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、二千四百五十円）
- 二 免状の書換え交付を受けようとする者 二千百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）
- 三 免状の再交付を受けようとする者 二千百五十円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）

2 法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、一万六千八百円とする。

第十四条 （都道府県の処理する事務）

水道事業（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第一項において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が五万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第四十二条第一項及び第三項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

2 一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十二条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

3 給水人口が五万人を超える水道事業（特定水源水道事業に限る。）又は一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更に要する工事費の総額が一億円以下であるものに係る法第十条第一項又は第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

4 次の各号のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。ただし、当該水道事業者が経営する水道事業の給水区域又は当該水道用水供給事業者が経営する水道用水供給事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県が二以上あるときは、この限りでない。

- 一 給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間
- 二 給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間
- 三 一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間
- 四 給水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水

供給事業者との間

- 五 細水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を經營する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する者を除く。）との間
- 5 前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 6 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。
- 7 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第十五条 (指定都道府県の処理する事務)

次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、指定都道府県（水道事業又は水道用水供給事業に係る公衆衛生の向上と生活環境の改善に関し特に専門的な知識を必要とする事務が適切に実施されるものとして厚生労働大臣が指定する都道府県をいう。以下この条において同じ。）の知事が行うものとする。

- 一 特定水源水道事業であつて、細水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業（給水区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる水道事業をいう。以下この項において同じ。）であるものに限り、特定河川（河川法第六条第一項に規定する河川区域の全部が当該指定都道府県の区域に含まれる河川をいう。以下この項において同じ。）以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が經營するものを除く。）に関する法第六条第一項、第九条第一項（法第十条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項及び第三項、第十一条、第十三条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十四条の三第二項、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道事業に係るものと除く。）
- 二 特定水源水道事業であつて、細水人口が五万人を超えるもの（特定給水区域水道事業であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）に関する法第四十二条第一項及び第三項（当該指定都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務
- 三 一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業（特定給水区域水道用水供給事業（特定給水区域水道事業を經營する者に対してのみその用水を供給する水道用水供給事業をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。）であるものに限り、特定河川以外の河川の流水を水源とするもの及び当該指定都道府県が經營するものを除く。）に関する法第二十六条、第二十九条第一項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第一項及び第三項、法第三十一条において準用する法第十一条、第十三条第一項及び第二十四条の三第二項並びに法第三十五条、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに第三十九条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務（法第三十条第一項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務については、前条第三項に規定する水道用水供給事業に係るものと除く。）
- 四 次のいずれかに掲げる水道事業者間、水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化に関する法第四十一条の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務
- イ 特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経

営する者である二以上の水道事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（給水人口の合計が五万人以下である二以上の水道事業者間及び給水人口の合計が五万人を超える二以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）の間を除く。）

ロ 特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である二以上の水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）の間（一日最大給水量の合計が二万五千立方メートル以下である二以上の水道用水供給事業者間を除く。）

ハ 特定給水区域水道事業である水道事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である水道事業者（当該指定都道府県を除く。）と特定給水区域水道用水供給事業である水道用水供給事業（特定河川以外の河川の流水を水源とするものを除く。）を経営する者である水道用水供給事業者（当該指定都道府県を除く。）との間（次に掲げる水道事業者と水道用水供給事業者との間を除く。）

（1） 納水人口が五万人以下である水道事業者と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者との間

（2） 納水人口が五万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者を除く。）と一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業者（河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者を除く。）との間

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定都道府県の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定都道府県の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する厚生労働大臣が行つた認可等の処分その他の行為又は現に厚生労働大臣に対して行つてゐる認可等の申請その他の行為で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県の知事が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県の知事が行つた認可等の処分その他の行為又は当該指定都道府県の知事に対して行つた認可等の申請その他の行為とみなす。

4 厚生労働大臣は、指定都道府県について第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都道府県の知事」と、「当該指定都道府県の知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

6 第一項の場合においては、法の規定中同項の規定により指定都道府県の知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、指定都道府県の知事に関する規定として指定都道府県の知事に適用があるものとする。

7 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三十九条第一項並びに第四十一条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、第一項の規定により指定都道府県の知事が行うものとされる事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときは、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が行うものとする。

8 前項の場合において、厚生労働大臣又は指定都道府県の知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第十六条 (管轄都道府県知事)

法第四十八条に規定する関係都道府県知事は、次の各号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同条に規定する事務を行うものとする。

- 一 水道事業 当該事業の給水区域
- 二 水道用水供給事業 当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域
- 三 専用水道 当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域
- 四 簡易専用水道 当該水道により水の供給が行われる区域

=附則は、省略 =

別表（第十二条関係）

| | | |
|----|---|--|
| 一 | 水源開発施設（水道の水源の開発の用に供するダム、堰（せき）、水路及び海水淡水化施設並びにこれらの施設と密接な関連を有する施設をいう。以下同じ。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用 | 三分の一（用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業にあつては二分の一） |
| 二 | 都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適當と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設（水源開発施設及び基幹的な配水施設以外の配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用 | 三分の一 |
| 三 | 二以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は当該水道事業若しくは二以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設（水源開発施設、小規模な導水施設及び送水施設並びに配水施設を除く。）であつて、用水単価及び資本単価が厚生労働大臣が定める額以上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものの新設又は増設に要する費用 | 四分の一 |
| 四 | 簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に要する費用 | 財政力指数が厚生労働大臣が定める数値を超える市町村にあつては、四分の一（単位管延長が厚生労働大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四、単位管延長が当該数値未満であつて厚生労働大臣が別に定める数値以上の水道施設にあつては三分の一）、他の市町村にあつては、三分の一（単位管延長が厚生労働大臣が定める数値以上の水道施設にあつては十分の四） |
| 五 | 浄水施設から排出される水の処理施設の新設又は増設に要する費用 | 四分の一 |
| 備考 | | |

この表における「用水単価」、「資本単価」、「財政力指数」及び「単位管延長」については、厚生労働大臣の定めることによる。

1－4. 水質基準に関する省令

平成十五年厚生労働省令第百一号

水質基準に関する省令

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

| | | |
|-----|--------------------------------------|---------------------------------|
| 一 | 一般細菌 | 一m l の検水で形成される集落数が一〇〇以下であること。 |
| 二 | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 三 | カドミウム及びその化合物 | カドミウムの量に関して、〇・〇〇三m g／1 以下であること。 |
| 四 | 水銀及びその化合物 | 水銀の量に関して、〇・〇〇〇五m g／1 以下であること。 |
| 五 | セレン及びその化合物 | セレンの量に関して、〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 六 | 鉛及びその化合物 | 鉛の量に関して、〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 七 | ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 八 | 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、〇・〇五m g／1 以下であること。 |
| 九 | 亜硝酸態窒素 | 〇・〇四m g／1 以下であること。 |
| 十 | シアン化物イオン及び塩化シアン | シアンの量に関して、〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 十一 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 一〇m g／1 以下であること。 |
| 十二 | フッ素及びその化合物 | フッ素の量に関して、〇・八m g／1 以下であること。 |
| 十三 | ホウ素及びその化合物 | ホウ素の量に関して、一・〇m g／1 以下であること。 |
| 十四 | 四塩化炭素 | 〇・〇〇二m g／1 以下であること。 |
| 十五 | 一・四ジオキサン | 〇・〇五m g／1 以下であること。 |
| 十六 | シス――・二――ジクロロエチレン及びトランス――・二――ジクロロエチレン | 〇・〇四m g／1 以下であること。 |
| 十七 | ジクロロメタン | 〇・〇二m g／1 以下であること。 |
| 十八 | テトラクロロエチレン | 〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 十九 | トリクロロエチレン | 〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 二十 | ベンゼン | 〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 二十一 | 塩素酸 | 〇・六m g／1 以下であること。 |
| 二十二 | クロロ酢酸 | 〇・〇二m g／1 以下であること。 |
| 二十三 | クロロホルム | 〇・〇六m g／1 以下であること。 |
| 二十四 | ジクロロ酢酸 | 〇・〇三m g／1 以下であること。 |
| 二十五 | ジブロモクロロメタン | 〇・一m g／1 以下であること。 |
| 二十六 | 臭素酸 | 〇・〇一m g／1 以下であること。 |
| 二十七 | 総トリハロメタン | 〇・一m g／1 以下であること。 |

| | | |
|-----|---|---------------------------------|
| | (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和) | |
| 二十八 | トリクロロ酢酸 | ○・○三m g／1以下であること。 |
| 二十九 | プロモジクロロメタン | ○・○三m g／1以下であること。 |
| 三十 | プロモホルム | ○・○九m g／1以下であること。 |
| 三十一 | ホルムアルデヒド | ○・○八m g／1以下であること。 |
| 三十二 | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、一・○m g／1以下であること。 |
| 三十三 | アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、○・二m g／1以下であること。 |
| 三十四 | 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、○・三m g／1以下であること。 |
| 三十五 | 銅及びその化合物 | 銅の量に関して、一・○m g／1以下であること。 |
| 三十六 | ナトリウム及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、二〇〇m g／1以下であること。 |
| 三十七 | マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、○・○五m g／1以下であること。 |
| 三十八 | 塩化物イオン | 二〇〇m g／1以下であること。 |
| 三十九 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 三〇〇m g／1以下であること。 |
| 四十 | 蒸発残留物 | 五〇〇m g／1以下であること。 |
| 四十一 | 陰イオン界面活性剤 | ○・二m g／1以下であること。 |
| 四十二 | (四S・四aS・八aR) —オクタヒドロ—四・八a—ジメチルナフタレン—四a(二H) —オール (別名ジェオスミン) | ○・○〇〇〇一m g／1以下であること。 |
| 四十三 | 一・二・七・七—テトラメチルビシクロ[二・二・一]ヘプタン—二—オール (別名二—メチルイソボルネオール) | ○・○〇〇〇一m g／1以下であること。 |
| 四十四 | 非イオン界面活性剤 | ○・○二m g／1以下であること。 |
| 四十五 | フェノール類 | フェノールの量に換算して、○・○〇五m g／1以下であること。 |
| 四十六 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 三m g／1以下であること。 |
| 四十七 | pH値 | 五・八以上八・六以下であること。 |
| 四十八 | 味 | 異常でないこと。 |
| 四十九 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 五十 | 色度 | 五度以下であること。 |
| 五一 | 濁度 | 二度以下であること。 |

= 附則は、省略 =

1－5. 給水装置の構造 及び 材質の基準に関する省令

平成九年厚生省令第十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

第一条 （耐圧に関する基準）

給水装置（最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置（次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第三号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。）は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験（以下「耐圧性能試験」という。）により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具（次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。）は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
- ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。
- 三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路（次に掲げる要件を満たすものに限る。）については、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
- 四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第一号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようしなければならない。

第二条 （浸出等に関する基準）

飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末

端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあっては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されていてはならない。
- 4 鉛油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

第三条 (水撃限界に関する基準)

水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

第四条 (防食に関する基準)

酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられるものでなければならない。

- 2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

第五条 (逆流防止に関する基準)

水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- 一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（ニに掲げるものにあっては、水受け容器の越流面の上方一五〇ミリメートル以上の位置）に設置されること。
 - イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。
 - ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字

句とする。

| 逆流防止給水用具の区分 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|------------------------|------------------------------------|
| (1) 減圧弁 | 一・五メガパスカル | 当該減圧弁の設定圧力 |
| (2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具 ((3) 及び (4) に規定するものを除く。) | 三キロパスカル 及び一・五メガパスカル | 三キロパスカル |
| (3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま ((4) に規定するものを除く。) | 一・五メガパスカル | 五〇キロパスカル |
| (4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの | 一・五メガパスカル | 当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力 |

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあっては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあっては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

第六条 (耐寒に関する基準)

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」とい

う。)にあっては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により十万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあっては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあっては、この限りでない。

第七条 (耐久に関する基準)

弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により十万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

= 附則は、省略 =

別表第一

| 事項 | 水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準 | 給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準 |
|-----------------|-----------------------------------|--|
| カドミウム及びその化合物 | カドミウムの量に関して、○・〇〇〇三mg／1以下であること。 | カドミウムの量に関して、○・〇〇三mg／1以下であること。 |
| 水銀及びその化合物 | 水銀の量に関して、○・〇〇〇〇五mg／1以下であること。 | 水銀の量に関して、○・〇〇〇五mg／1以下であること。 |
| セレン及びその化合物 | セレンの量に関して、○・〇〇一mg／1以下であること。 | セレンの量に関して、○・〇一mg／1以下であること。 |
| 鉛及びその化合物 | 鉛の量に関して、○・〇〇一mg／1以下であること。 | 鉛の量に関して、○・〇一mg／1以下であること。 |
| ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、○・〇〇一mg／1以下であること。 | ヒ素の量に関して、○・〇一mg／1以下であること。 |
| 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、○・〇〇五mg／1以下であること。 | 六価クロムの量に関して、○・〇五mg／1以下であること。 |
| 亜硝酸態窒素 | ○・〇〇四mg／1以下であること。 | ○・〇四mg／1以下であること。 |
| シアン化物イオン及び塩化シアン | シアンの量に関して、○・〇〇一mg／1以下であること。 | シアンの量に関して、○・〇一mg／1以下であること。 |
| 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 一・〇mg／1以下であること。 | 一〇mg／1以下であること。 |
| フッ素及びその化合物 | フッ素の量に関して、○・〇八mg／1以下であること。 | フッ素の量に関して、〇・八mg／1以下であること。 |
| ホウ素及びその化合物 | ホウ素の量に関して、〇・一mg／1以下であること。 | ホウ素の量に関して、一・〇mg／1以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 〇・〇〇〇二mg／1以下であるこ | 〇・〇〇二mg／1以下であるこ |

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | と。 | と。 |
| 一・四ジオキサン | ○・〇〇五m g／1以下であること。 | ○・〇五m g／1以下であること。 |
| シス一一・二ジクロロエチレン 及びトランス一一・二ジクロロエチレン | ○・〇〇四m g／1以下であること。 | ○・〇四m g／1以下であること。 |
| ジクロロメタン | ○・〇〇二m g／1以下であること。 | ○・〇二m g／1以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | ○・〇〇一m g／1以下であること。 | ○・〇一m g／1以下であること。 |
| トリクロロエチレン | ○・〇〇一m g／1以下であること。 | ○・〇一m g／1以下であること。 |
| ベンゼン | ○・〇〇一m g／1以下であること。 | ○・〇一m g／1以下であること。 |
| ホルムアルデヒド | ○・〇〇八m g／1以下であること。 | ○・〇八m g／1以下であること。 |
| 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、○・一m g／1以下であること。 | 亜鉛の量に関して、一・〇m g／1以下であること。 |
| アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、〇・〇二m g／1以下であること。 | アルミニウムの量に関して、〇・二m g／1以下であること。 |
| 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、〇・〇三m g／1以下であること。 | 鉄の量に関して、〇・三m g／1以下であること。 |
| 銅及びその化合物 | 銅の量に関して、〇・一m g／1以下であること。 | 銅の量に関して、一・〇m g／1以下であること。 |
| ナトリウム及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、二〇m g／1以下であること。 | ナトリウムの量に関して、二〇〇m g／1以下であること。 |
| マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、〇・〇〇五m g／1以下であること。 | マンガンの量に関して、〇・〇五m g／1以下であること。 |
| 塩化物イオン | 二〇m g／1以下であること。 | 二〇〇m g／1以下であること。 |
| 蒸発残留物 | 五〇m g／1以下であること。 | 五〇〇m g／1以下であること。 |
| 陰イオン界面活性剤 | 〇・〇二m g／1以下であること。 | 〇・二m g／1以下であること。 |
| 非イオン界面活性剤 | 〇・〇〇五m g／1以下であること。 | 〇・〇二m g／1以下であること。 |
| フェノール類 | フェノールの量に換算して、〇・〇〇〇五m g／1以下であること。 | フェノールの量に換算して、〇・〇〇五m g／1以下であること。 |
| 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 〇・五m g／1以下であること。 | 三m g／1以下であること。 |
| 味 | 異常でないこと。 | 異常でないこと。 |
| 臭気 | 異常でないこと。 | 異常でないこと。 |
| 色度 | 〇・五度以下であること。 | 五度以下であること。 |
| 濁度 | 〇・二度以下であること。 | 二度以下であること。 |
| 一・二ジクロロエタン | 〇・〇〇〇四m g／1以下であること。 | 〇・〇〇四m g／1以下であること。 |
| アミン類 | トリエチレンテトラミンとして、〇・〇一m g／1以下であること。 | トリエチレンテトラミンとして、〇・〇一m g／1以下であること。 |

| | | |
|--------------|--|-------------------|
| エピクロロヒドリン | ○・○一mg／1以下であること。 | ○・○一mg／1以下であること。 |
| 酢酸ビニル | ○・○一mg／1以下であること。 | ○・○一mg／1以下であること。 |
| スチレン | ○・○○二mg／1以下であること。 | ○・○○二mg／1以下であること。 |
| 二・四一トルエンジアミン | ○・○○二mg／1以下であること。 | ○・○○二mg／1以下であること。 |
| 二・六一トルエンジアミン | ○・○○一mg／1以下であること。 | ○・○○一mg／1以下であること。 |
| 一・二一ブタジエン | ○・○○一mg／1以下であること。 | ○・○○一mg／1以下であること。 |
| 一・三一ブタジエン | ○・○○一mg／1以下であること。 | ○・○○一mg／1以下であること。 |
| 備考 | <p>主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「○・○○一mg／1」とあるのは「○・○○七mg／1」と、亜鉛及びその化合物の項中「○・一mg／1」とあるのは「○・九七mg／1」と、銅及びその化合物の項中「○・一mg／1」とあるのは「○・九八mg／1」とする。</p> | |

別表第二

| 呼び径の区分 | 近接壁から吐水口の中心までの水平距離 | 越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 |
|----------------|--------------------|---------------------|
| 一三ミリメートル以下のもの | 二五ミリメートル以上 | 二五ミリメートル以上 |
| 一三ミリメートルを超えるもの | 四〇ミリメートル以上 | 四〇ミリメートル以上 |
| 二〇ミリメートル以下のもの | | |
| 二〇ミリメートルを超えるもの | 五〇ミリメートル以上 | 五〇ミリメートル以上 |
| 二五ミリメートル以下のもの | | |

備考

1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。

2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあっては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。

別表第三

| 区分 | 越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 |
|----|---------------------|
| | |

| | | | | |
|---|-----------|--|---------------------------------|--|
| 近接壁の影響がない場合 | | | (1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上 | |
| 近接壁の影響がある場合 | 近接壁が一面の場合 | 壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートル以下のもの | ($3 \times d$) ミリメートル以上 | |
| | | 壁からの離れが ($3 \times D$) ミリメートルを超える ($5 \times D$) ミリメートル以下のもの | ($2 \times d + 5$) ミリメートル以上 | |
| | | 壁からの離れが ($5 \times D$) ミリメートルを超えるもの | (1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上 | |
| | 近接壁が二面の場合 | 壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートル以下のもの | (3. $5 \times d$) ミリメートル以上 | |
| | | 壁からの離れが ($4 \times D$) ミリメートルを超える ($6 \times D$) ミリメートル以下のもの | ($3 \times d$) ミリメートル以上 | |
| | | 壁からの離れが ($6 \times D$) ミリメートルを超える ($7 \times D$) ミリメートル以下のもの | ($2 \times d + 5$) ミリメートル以上 | |
| | | 壁からの離れが ($7 \times D$) ミリメートルを超えるもの | (1. $7 \times d + 5$) ミリメートル以上 | |
| 備考 | | | | |
| 1 D : 吐水口の内径 (単位 ミリメートル) d : 有効開口の内径 (単位 ミリメートル) | | | | |
| 2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。 | | | | |
| 3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。 | | | | |
| 4 浴槽に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。 | | | | |
| 5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置 (吐水口一体型給水用具を除く。) において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は二〇〇ミリメートル以上とする。 | | | | |

1－6. 小田原市水道給水条例（抜粋）

平成2年12月25日条例第24号

最終改正 令和元年9月26日条例第11号

小田原市水道給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条～第9条）
- 第2章の2 貯水槽水道（第10条～第10条の3）
- 第3章 給水（第11条～第18条の2）
- 第4章 料金及び手数料（第19条～第29条の2）
- 第5章 管理（第30条～第35条）
- 第6章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

第1条（趣旨）

この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、小田原市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第58号）による水道事業における水道料金（以下「料金」という。）、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この条例における用語の意義は、法の例による。

（給水栓の種類）

第3条（給水栓の種類）

給水装置のうち給水栓の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通計量栓 1戸又は1世帯で家事の用に供するもの
- (2) 特別計量栓 事業又は特殊の用に供するもの
- (3) 共用栓 2戸以上又は2世帯以上で使用するもの
- (4) 消火栓 消火用として使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

第4条（給水装置工事の申込み）

給水装置工事（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申込みの際、事業管理者は、必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

第5条 (給水装置工事の施行)

給水装置工事（軽微な変更を除く。）は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行するものとする。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事（軽微な変更を除く。）を施行しようとするときは、あらかじめ設計について事業管理者の審査を受けるとともに、工事完了後直ちに事業管理者の検査を受けなければならない。

第6条 (給水管及び給水用具の指定)

事業管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止し、及び給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具についてその構造及び材質を指定し、及び配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に係る工法その他工事上の条件を指示することができる。

第7条 (給水装置工事の費用負担)

第4条第1項の規定による申込みをした者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事に要した費用（以下「工事費」という。）を負担するものとする。

第8条 (工事費の予納)

工事申込者は、事業管理者が給水装置工事を施行する場合は、事業管理者が算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、官公署等の申込みに係る工事を施行する場合において、事業管理者がやむを得ないと認めるときは、当該工事の完成後に納入することができる。

- 2 前項の概算額は、工事完成後精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が10円に満たない場合は、これを還付し、又は追徴しないことができる。
- 3 第1項の概算額を通知した日から起算して15日以内に納入しないときは、第4条第1項の規定による申込みを取り消したものとみなす。

第9条 (給水装置の変更等の工事)

事業管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置の位置等に変更を加える必要があると認めるときは、給水装置の所有者の同意を得ずに必要な変更を行うことができる。この場合において、これに要する費用は、当該変更を生じさせた者の負担とする。

第2章の2 貯水槽水道

第10条 (貯水槽水道の設置等)

配水管の口径等に比べて著しく多量の水を一時に使用する箇所その他事業管理者が必要があると認めた箇所には、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）を設置するものとする。

- 2 貯水槽水道の設置者は、事業管理者が管理に関し必要があると認め、当該貯水槽水道に係る設計図書の提出を求めたときは、これを提出するものとする。

第10条の2 (貯水槽水道に関する事業管理者の責務)

事業管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

- 2 事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
- 3 事業管理者は、貯水槽水道の利用者から当該貯水槽水道の給水栓に係る水質の検査の請求があったときは、当該検

査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第10条の3 (貯水槽水道の設置者の責務)

貯水槽水道の設置者に係る当該貯水槽水道の管理基準及び管理状況の検査については、法第34条の2又は小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年小田原市条例第25号）の定めるところによる。

第3章 給水

第11条 (給水の原則)

給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することができない。

2 事業管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止により生じた損害については、事業管理者は、その責めを負わないものとする。

第12条 (給水の原則)

給水装置の所有者は、市内に居住しないとき又は事業管理者が必要と認めるときは、この条例に定めるところにより当該所有者が行うべき事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定しなければならない。

第13条 (総代人の選定)

共用栓を使用する者は、当該共用栓の所有者又は使用者のうちから選定した総代人（以下「総代人」という。）を、事業管理者に届け出なければならない。

2 事業管理者は、届出を受けた総代人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第14条 (給水装置の管理等)

給水装置の使用者（以下「使用者」という。）又は給水装置の所有者（以下「所有者」という。）は、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、これに異状があるときは、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

2 給水装置に異状があり、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、事業管理者が必要があると認めたときは、市においてその費用を負担することができる。

第15条 (使用水量の計量)

使用水量は、メーターにより計量する。ただし、事業管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第16条 (メーターの貸与等)

メーターは、市が使用者、総代人又は所有者に貸与し、事業管理者が設置する。

2 メーターの貸与を受けた者が、第14条第1項の規定による管理義務を怠ったため、メーターを亡失し、又はき損したときは、速やかに事業管理者に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

第17条 (届出)

使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止するとき。
- (2) 給水装置の用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に給水装置を使用するとき。

(4) 工事その他により臨時に給水装置を使用するとき。

第18条 使用者、総代人又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者、総代人又は所有者に変更があったとき。
- (2) 消火活動のために給水装置を使用したとき。
- (3) 共用栓の使用戸数等に異動があったとき。

第18条の2 (給水装置の機能又は水質の検査)

事業管理者は、給水装置の使用者又は所有者から給水装置の機能又は水質の検査の請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該検査の請求者に通知する。この場合において、当該検査に特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

第4章 料金及び手数料

=第19条(料金の納付義務)～第26条(収納後の料金の増減)まで省略=

第27条 (水道利用加入金の徴収)

事業管理者は、給水装置工事のうち新設工事又は改造工事(メーター(子メーター(貯水槽水道に設けられたメーターをいう。以下同じ。)を含む。)の口径を増すものに限る。以下この条において同じ。)の承認の際、当該工事の申込者から次の各号に定める工事の区分に応じ、当該各号に定める額を水道利用加入金として徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。

- (1) 新設工事 メーター(子メーターを含む。)の口径に応じ、1個につき次の表に掲げる金額により計算して得た額(子メーターを設置する場合にあっては、当該子メーターの口径に応じて計算して得た額とメーターの口径に応ずる額のいずれか多い額)に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、改造工事を併せて行うときは、新設工事に係る額が次号の規定により計算して得た額に満たないときは、同号の規定により計算して得た額とする。

| メーターの口径 | 金額 |
|-------------|--|
| 20ミリメートル以下 | 120,000円(工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が自己の居住の用に供する住宅又は地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるものにあっては、70,000円) |
| 25ミリメートル | 180,000円 |
| 40ミリメートル | 900,000円 |
| 50ミリメートル | 1,300,000円 |
| 75ミリメートル | 3,300,000円 |
| 100ミリメートル | 5,500,000円 |
| 150ミリメートル | 11,000,000円 |
| 200ミリメートル以上 | 16,000,000円 |

- (2) 改造工事 前号の表の区分に応じ、改造工事後のメーター(子メーターを含む。以下この号において同じ。)

の口径に対応する額から改造工事前のメーターの口径に対応する額を控除した額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。

- 2 既に徴収した水道利用加入金は、還付しない。ただし、事業管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第28条 (手数料)

手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき10,000円
- (2) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料 1件につき2,500円
- (3) 給水装置工事に係る設計審査手数料 次の表に定める額

| 区分 | 金額（1件につき） | |
|--------------------------|---|---------|
| 新設工事 | 19,000円 | |
| 改造工事（メーターの口径を変更する場合に限る。） | 19,000円 | |
| 増設工事（排水設備工事を含む。） | 12,000円。 ただし、軽微な増設工事及び排水設備工事にあっては、2,000円 | |
| 分譲管工事 | 口径40ミリメートル以下 | 12,000円 |
| | 口径50ミリメートル | 20,000円 |
| | 口径75ミリメートル以上 | 30,000円 |
| 貯水槽 (全容量) | 5立方メートルを超える20立方メートル以下 | 20,000円 |
| | 20立方メートルを超えるもの | 30,000円 |
| 子メーター | 10個以下 | 13,000円 |
| | 11個以上50個以下 | 25,000円 |
| | 51個以上 | 37,000円 |

備考

- 1 新設工事を行い、貯水槽及び子メーターを設置する場合には、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに貯水槽の項に規定する金額の2分の1に相当する金額の合計額とする。
- 2 新設工事を行い、貯水槽を設置する場合は、新設工事の項及び貯水槽の項に規定する金額の合計額とする。
- 3 分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。
- 4 貯水槽改造のみの場合は、貯水槽の項及び増設工事の項に規定する金額の合計額とする。
- 5 子メーターのみの増設工事の場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。

- (4) 証明手数料 1件につき300円
- 2 前項第1号、第2号及び第4号の手数料は、事業者証又は証明書の交付の際に徴収する。
- 3 第1項第3号の手数料は、給水装置工事の承認の際に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して徴収することができる。
- 4 次項に定めるものを除き、既納の手数料は、還付しない。
- 5 第1項第3号の手数料については、次のいずれかに該当するときは、当該手数料の全部又は一部を還付し、又は追徴することができる。

- (1) 給水装置工事の承認後、設計変更に伴い、第1項第3号の規定により算出する設計審査手数料の額に変更が

あったとき。

- (2) 事業管理者が給水装置工事の完了前に当該給水装置工事の承認の申込みの取下げを認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業管理者が特に必要と認めたとき。

第29条 (料金等の減免)

事業管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例の定めるところにより納付しなければならない料金、水道利用加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第29条の2 (債権の放棄)

事業管理者は、水道料金に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができる。

第5章 管理

第30条 (給水装置の検査)

事業管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者又は所有者に対し、適当な措置を指示することができる。

第31条 (禁止行為)

使用者は、事業管理者の許可を受けずに、供給を受ける水を他人に分与し、又は販売してはならない。

第32条 (給水装置の切離し)

事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者の所在が90日以上不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来にわたって使用の見込みがないと認めたとき。

第33条 (給水契約の申込みの拒否及び給水の停止)

事業管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合していないと認めるときは、給水契約の申込みを拒み、又は当該基準に適合させるまでの間給水を停止することができる。

2 事業管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

- (1) 工事費、料金又は水道利用加入金を指定期間内に納付しないとき。
- (2) 水道水を汚染するおそれのある器物又は施設と給水装置とを連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (3) 給水装置が事業管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき（当該給水装置に係る給水装置工事が軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることが確認されたときを除く。）。
- (4) 次条第1項各号のいずれかに該当するとき。

第34条 (過料等)

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条の承認を受けないで給水装置工事（軽微な変更を除く。）を行ったとき。
 - (2) 第14条第1項の規定による管理義務を著しく怠ったとき。
 - (3) 正当な理由なく、第16条第1項のメーターの設置、第21条のメーターの検針、第30条の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げたとき。
- 2 事業管理者は、前項各号のいずれかに該当する場合において損害があったときは、これを賠償させることができる。

第35条 (料金を免れた者に対する過料)

市長は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができます。

=第6章 條則・附則は省略=

1－7. 小田原市水道給水条例 施行規則（抜粋）

平成 3 年 4 月 1 日水道局管理規程第 4 号

最終改正 令和 3 年 6 月 30 日上下水管規程第 7 号

小田原市水道給水条例施行規程

第 1 条 (趣旨)

この規程は、小田原市水道給水条例（平成 2 年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 36 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 条の 2 (定義)

この規程における用語の意義は、条例の例による。

第 2 条 (給水装置工事の申込み)

条例第 4 条第 1 項の規定による申込みは、給水装置工事施行承認願（様式第 1 号）によるものとする。

第 3 条 (給水装置工事の変更等)

条例第 4 条第 1 項の規定により承認を受けた工事の変更又は取消しをしようとするときは、給水装置工事変更・取消届（様式第 2 号）により、事業管理者に届け出なければならない。

第 4 条 削除

第 5 条 (工事の基準)

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事を施行する場合において、給水管を水洗便器に連結するときは、逆止弁を設け、汚水の逆流を完全に防止しなければならない。

第 6 条 (給水装置の位置)

給水装置の位置は、工事申込者が選定するものとする。

2 事業管理者は、給水装置の位置を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

第 7 条 (工事費の算出方法)

工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。ただし、事業管理者が給水装置工事を施行する場合においては、第 9 号に規定する費用は、徴収しない。

- (1) 調査費
- (2) 設計費
- (3) 材料費
- (4) 労力費
- (5) 運搬費
- (6) 路面復旧費
- (7) 保安施設費
- (8) 掘削占用申請料
- (9) 設計審査手数料
- (10) 諸経費

2 前項に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、当該費用を加算する。

3 前 2 項に規定するもののほか、工事費の算出について必要な事項は、別に定める。

第 8 条 (貯水槽水道の水質検査における特別の費用)

条例第10条の2第3項に規定する特別の費用は、次に掲げる項目以外の検査に要するものとする。

- (1) 貯水槽水道の給水栓における水の色
- (2) 貯水槽水道の給水栓における濁り
- (3) 貯水槽水道の給水栓における臭い
- (4) 貯水槽水道の給水栓における味
- (5) 貯水槽水道の給水栓における残留塩素の有無

第9条 (支障物件設置等の禁止)

使用者は、給水装置の設置場所に、点検等の支障になるおそれのある物件をたい積し、又は工作物を設けてはならない。

第10条 (代理人選定届)

所有者は、条例第12条の規定により代理人を選定したときは、代理人選定届（様式第4号）により事業管理者に届け出なければならない。

第11条 (総代人選定届)

条例第13条に規定する届出は、総代人選定届（様式第5号）によるものとする。

第12条 削除

第13条 (メーターの設置)

水道メーター（以下「メーター」という。）は、給水管と同じ口径のものを用いて、次に定める場所で、かつ、給水栓以下の高さの場所に、水平に設置しなければならない。

- (1) メーターの点検等が容易に行える場所であること。
- (2) 乾燥し、かつ、汚水が流入するおそれがない場所であること。
- (3) メーターが損傷するおそれがない場所であること。

第14条 (メーターの管理)

条例第16条第2項に規定する届出は、水道メーター等紛失届（様式第7号）によるものとする。

第15条 (標識)

使用者は、事業管理者が交付する標識（様式第8号）を門戸に掲げなければならない。

第16条 (給水装置の使用開始等)

条例第17条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 給水装置の使用の開始 給水装置使用開始届（様式第9号）
- (2) 給水装置の使用の再開始 給水装置使用再開始届（様式第10号）
- (3) 給水装置の使用の中止又は廃止 給水装置使用中止・廃止届（様式第11号）
- (4) 給水装置の種別又は用途の変更 給水装置種別・用途変更届（様式第12号）
- (5) 消防演習のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届（様式第13号）

第17条 (使用者の変更等)

条例第18条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 使用者の変更 給水装置使用者名義等変更届（様式第14号）
- (2) 総代人の変更 総代人変更届（様式第15号）
- (3) 所有者の変更 給水装置所有者名義・住所変更届（様式第16号）
- (4) 消火活動のための給水装置の使用 消火栓給水装置使用届
- (5) 共用栓給水装置の使用戸数等の異動 共用栓給水装置使用戸数等異動届（様式第17号）

第17条の2 (特別の費用を要する給水装置の機能又は水質の検査)

条例第18条の2に規定する特別の費用を要する検査は、次に掲げる検査以外の検査とする。

- (1) 計量法(平成4年法律第51号)に基づくメーター(事業管理者が設置したものに限る。)の検査のうち特別の費用を要しないものとして事業管理者が認めるもの
- (2) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める事項に係る検査
- (3) 給水栓における残留塩素の濃度に係る検査

第18条 (料金の算定)

条例第20条に規定する料金の算定のために定める月は、第1号に掲げる地区においては1月、3月、5月、7月、9月及び11月の、第2号に掲げる地区においては2月、4月、6月、8月、10月及び12月のそれぞれ事業管理者が定める料金算定の基準日(以下「定例日」という。)の属する月及びその前月の2月とする。

- (1) 栄町一丁目 栄町二丁目 栄町三丁目 栄町四丁目 中町一丁目 中町二丁目 中町三丁目 浜町一丁目 浜町二丁目 浜町三丁目 浜町四丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内 南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目 寿町一丁目 寿町二丁目 寿町三丁目 寿町四丁目 寿町五丁目 東町一丁目 東町二丁目 東町三丁目 東町四丁目 東町五丁目 城山一丁目 城山二丁目 城山三丁目 城山四丁目 扇町一丁目 扇町二丁目 扇町三丁目 扇町四丁目 扇町五丁目 扇町六丁目 緑 十字 荻窪 谷津 池上 板橋 南板橋 風祭 入生田 水之尾 早川 早川一丁目 早川二丁目 早川三丁目 石橋 米神 根府川 江之浦
- (2) 井細田 多古 正寺 中曾根 飯田岡 堀之内 柳新田 小台 新屋 府川 北ノ窪 清水新田 穴部 穴部新田 久野 下堀 中里 矢作 鴨宮 上新田 中新田 下新田 南鴨宮一丁目 南鴨宮二丁目 南鴨宮三丁目 曽比 栢山 飯泉 成田 桑原 別堀 高田 千代 永塚 東大友 西大友 延清 曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾我岸 曾我光海 国府津一丁目 国府津二丁目 国府津三丁目 国府津四丁目の一部 国府津五丁目の一部 国府津 田島 酒匂一丁目 酒匂二丁目 酒匂三丁目 酒匂四丁目 酒匂五丁目 酒匂六丁目 酒匂七丁目 西酒匂一丁目 西酒匂二丁目 西酒匂三丁目 酒匂 小八幡一丁目 小八幡二丁目 小八幡三丁目 小八幡四丁目 小八幡 上曾我 下大井 鬼柳 曾我大沢 前川の一部

= 第19条 (使用水量の端数処理) ~ 第22条 削除は、省略 =

第23条 (住民票の写し等の提出)

事業管理者は、条例第27条第1項の規定により水道利用加入金の額の適用区分を決定するため必要があると認めるときは、条例第4条第1項の規定による申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する者に対し、その者の住民票の写し(住民票の写しを提出できない場合にあっては、事業管理者が必要と認める書類)の提出を求めるものとする。

第24条 (加入金の還付)

条例第27条第2項ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、水道利用加入金を還付する。

- (1) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の申請の取消しがあったときは、既に徴収した額の全額を還付する。
- (2) 給水装置工事のうち新設工事又は改造工事の完成前に当該工事の内容の変更(変更後の加入金の額が既に徴収した加入金の額より小さい場合に限る。)があったときは、既に徴収した加入金の額から変更後

の加入金の額を減額して得た額を還付する。

(3) 給水装置工事完成後 90 日以内に当該給水装置を撤去したときは、既に徴収した額の全額を還付する。

= 第 25 条 (給水停止通知) ~ 第 26 条 (上下水道局職員証) 、附 則は、省略 =

1－8. 小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

昭和 47 年 6 月 1 日水道部管理規程第 2 号

最終改正 令和 3 年 6 月 30 日上下水管規程第 7 号

小田原市水道メーターによる計量等の特例に関する規程

第 1 条 (趣旨)

この規程は、小田原市の水道を給水する貯水槽水道において、水道メーターが設けられた場合における使用水量の計量（以下「計量」という。）及び水道料金の算定（以下「料金算定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 (定義)

この規程において、「子メーター」とは、貯水槽水道において設けられた水道メーターをいう。

第 3 条 (計量及び料金算定の特例)

小田原市水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、貯水槽水道の所有者又は使用者の代表者（以下「所有者等」という。）が、事業管理者が貸与する子メーターを指定の位置に所有者等の負担で設置し、維持管理する場合には、子メーターによる計量を行い、当該メーターの用途に応じた料金算定をすることができる。

第 4 条 (申請の手続)

所有者等は、前条の規定により子メーターによる計量及び料金算定（以下「子メーターによる計量等」という。）を希望する場合は、子メーターによる計量等申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 居住者名簿（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）
- (3) 設計図書

第 5 条 (決定通知)

事業管理者は、前条の申請があった場合は、子メーターによる計量等について必要な調査を行い、その適否を決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

第 6 条 (子メーターによる計量等の条件)

事業管理者は、子メーターによる計量等を決定するに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 所有者等は、給水装置に付帯する水道メーターにより計量された使用水量が、各子メーターにより計量された使用水量の合計量を超える場合は、その超えた使用水量の水道料金を管理者に支払うこと。
- (2) 水道料金は、原則として口座振替の方法により納入すること。

第 7 条 (所有者等の代理人)

所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貯水槽水道を利用する者のうちから代理人 1 人を選任し、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が小田原市内に住所を有しないとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるとき。
- 2 前項の代理人は、この規程に規定する所有者等の義務について所有者等と連帶してその責めに任ずるものとする。
- 3 事業管理者は、第 1 項の代理人を不適当と認める場合は、変更を命ずることができる。

第 8 条 (届出の義務)

所有者等又は代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 所有者等又は代理人に変更があったとき。
- (2) 所有者等又は代理人が氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 貯水槽以下の給水設備の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。
- (4) 貯水槽以下の装置の用途を変更するとき。
- (5) 貯水槽以下の1の給水設備について料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。

第9条 (子メーターによる計量等の取りやめ)

事業管理者は、所有者等がこの規程に違反し、勧告してもなお義務の履行がなされる見込みのない場合は、子メーターによる計量等を取りやめることができる。

第10条 (子メーターによる計量等の取りやめの通知)

事業管理者は、前条の規定により子メーターによる計量等を取りやめた場合は、文書により所有者等に通知するものとする。

= 附 則は、省略 =

1－9. 小田原市指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

平成 10 年 3 月 30 日 水道局管理規程第 3 号

最終改正 令和 3 年 6 月 30 日上下水管規程第 7 号

小田原市指定給水装置工事事業者規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 指定給水装置工事事業者の指定等（第 3 条～第 9 条）
- 第 3 章 給水装置工事主任技術者（第 10 条～第 12 条）
- 第 4 章 指定給水装置工事事業者の義務（第 13 条～第 18 条）
- 第 5 章 雜則（第 19 条・第 20 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条 （趣旨）

この規程は、小田原市水道給水条例（平成 2 年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 （定義）

この規程における用語の意義は、条例の例による。

第 2 章 指定給水装置工事事業者の指定等

第 3 条 （指定の申請）

- 条例第 5 条第 1 項の規定による指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- 2 条例第 5 条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、小田原市指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第 2 号）

(2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

第 4 条 （指定の基準）

事業管理者は、条例第 5 条第 1 項の規定による指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第 10 条第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ウ 第 7 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

第 5 条 (指定給水装置工事事業者証)

事業管理者は、条例第 5 条第 1 項の規定による指定をしたときは、速やかに、小田原市指定給水装置工事事業者証（様式第 3 号。以下この条において「事業者証」という。）を交付するものとする。

- 2 指定給水装置工事事業者は、事業者証を亡失し、又は損傷したときは、小田原市指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第 4 号）を事業管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、次条第 1 項の規定により事業の廃止の届出をしたとき又は第 7 条の規定による指定の取消しを受けたときは、事業者証を事業管理者に返納しなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、次条第 1 項の規定により事業の休止の届出をしたとき又は第 8 条の規定による指定の停止を受けたときは、事業者証を事業管理者に提出しなければならない。

第 6 条 (変更の届出等)

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更があったとき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者免状の交付番号

- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から 30 日以内に小田原市指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第 3 号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書

- 3 第 1 項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に、小田原市指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第 6 号）を事業管理者に提出しなければならない。

第 7 条 (指定の取消し)

事業管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 5 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条各号に適合しなくなったとき。
- (2) 第 10 条の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 13 条各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

- (5) 第17条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 第18条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により条例第5条第1項の規定による指定を受けたとき。

第8条 (指定の停止)

事業管理者は、指定給水装置工事事業者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該指定給水装置工事事業者に特段の事情があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、6月を超えない期間を定め条例第5条第1項の規定による指定の効力を停止することができる。

第9条 (一般に周知させる措置)

事業管理者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第6条第1項の規定による届出（同項第1号又は第2号に係るものに限る。）があったとき。
- (3) 第7条の規定による指定の取消しをしたとき。
- (4) 前条の規定による指定の停止をしたとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

第10条 (給水装置工事主任技術者の選任)

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、次条各号に掲げる職務をさせるため、水道法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 前項の規定による選任は、条例第5条第1項の規定による指定を受けた日から2週間以内に行わなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。
- 5 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第7号）により事業管理者に届け出なければならない。

第11条 (給水装置工事主任技術者の職務)

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、事業管理者との次に掲げる連絡又は調整

する連絡調整

イ 条例第6条に規定する工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事（軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第12条 (構造及び材質の確認)

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に係る給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質が条例第6条の規定により事業管理者に指定されたときは、当該給水管及び給水用具が当該指定された構造及び材質であることの確認を行わなければならない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

第13条 (事業の運営の基準)

指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第10条第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務及び前条の確認を行う者を指名すること。
- (2) 条例第6条に規定する工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 条例第6条の規定により事業管理者が指示した工法、工期その他の工事上の条件に適合するように同条に規定する工事を施工すること。
- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事（軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の指名
 - オ 竣工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

第14条 (設計の審査)

指定給水装置工事事業者は、条例第5条第2項の審査を受けようとするときは、小田原市水道給水条例施行規程（平成3年小田原市水道局管理規程第4号）第2条に規定する給水装置工事施工承認願に設計図その他事業管理者が必要と認める書類を添えて、事業管理者に提出しなければならない。

第 15 条 削除

第 16 条 (給水装置工事の検査)

指定給水装置工事事業者は、条例第 5 条第 2 項に規定する給水装置工事の検査（以下「給水装置工事の検査」という。）を受けようとするときは、給水装置工事完了後速やかに、給水装置工事検査申込書（様式第 8 号）を事業管理者に提出しなければならない。

- 2 事業管理者は、給水装置工事の検査の結果、給水装置工事に不備があると認めるときは、当該給水装置工事に係る指定給水装置工事事業者に対し、期間を指定して手直しを要求することができる。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前項の手直しを要求されたときは、同項に規定する指定期間内にこれを行い、改めて給水装置工事の検査を受けなければならない。

第 17 条 (給水装置工事主任技術者の立会い)

事業管理者は、給水装置工事の検査又は条例第 30 条の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置工事又は当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

第 18 条 (報告又は資料の提出)

事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第 5 章 雜則

第 19 条 (講習会)

事業管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上のために、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者その他給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施することができる。

第 20 条 (実施細目)

この規程の施行に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

= 附則は、省略 =

1－10. 小田原市 上水道配管工事規程

廃止のため削除

1－11. 神奈川県水道法施行細則（抜粋）

昭和 55 年 3 月 31 日 規則第 40 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日 規則第 80 号

神奈川県水道法施行細則をここに公布する。

神奈川県水道法施行細則

(事務の委任)

第1条 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所長に委任する。

- (1) 法第 32 条の規定により確認をすること。
- (2) 法第 33 条第 3 項の規定により届出を受理すること。
- (3) 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。
- (4) 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託したときの届出及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出を受理すること。
- (5) 法第 36 条第 1 項の規定により専用水道の水道施設を改善すべき旨を指示すること。
- (6) 法第 36 条第 2 項の規定により専用水道について水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。
- (7) 法第 36 条第 3 項の規定により清掃その他の必要な措置をとるべき旨を指示すること。
- (8) 法第 37 条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命ずること。
- (9) 法第 39 条第 2 項の規定により専用水道の布設又は管理について必要な報告を徴し、及び職員に専用水道の工事現場、事務所又は水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施工状況、水道施設、水質等を検査させること。
- (10) 法第 39 条第 3 項の規定により必要な報告を徴し、及び職員に施設のある場所又は設置者の事務所に立ち入らせ、施設、水質又は必要な帳簿書類を検査させること。
- (11) 法第 48 条の規定により法第 32 条、第 36 条及び第 37 条に規定する権限を行うこと。

一部改正〔昭和 62 年規則 24 号・平成 3 年 63 号・12 年 58 号・15 年 59 号・20 年 30 号・令和元年 32 号〕

(事業経営認可申請書)

第2条 法第 6 条第 1 項又は第 26 条の規定による認可の申請は、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書（第 1 号様式）により行うものとする。

(事業経営認可申請書記載事項変更届)

第3条 法第 7 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定による届出は、水道（水道用水供給）事業経営認可申請書記載事項変更届（第 2 号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成 12 年規則 58 号〕

(事業変更認可申請書)

第4条 法第 10 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による変更認可の申請は、水道（水道用水供給）事業変更認可申請書（第 3 号様式）により行うものとする。

(事業変更届)

第5条 法第 10 条第 3 項又は第 30 条第 3 項の規定による届出は、水道（水道用水供給）事業変更届（第 4 号様式）により行うものとする。

追加〔平成15年規則59号〕

(休止又は廃止の許可申請書)

第6条 法第11条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道（水道用水供給）事業休止（廃止）許可申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年規則59号〕

(事業廃止届)

第7条 法第11条第3項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定により届出をしようとする水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道（水道用水供給）事業廃止届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成15年規則59号〕、一部改正〔令和元年規則32号〕

(布設工事監督者設置等の報告)

第8条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道の布設工事につき、法第12条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定による監督業務を行うべき者（以下「布設工事監督者」という。）を設置したときは、速やかに布設工事監督者設置報告書（第7号様式）により知事に報告しなければならない。

2 水道事業者又は水道用水供給事業者は、布設工事監督者を変更したときは、速やかに布設工事監督者変更報告書（第8号様式）により知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成15年規則59号〕

(給水開始届)

第9条 法第13条第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、給水開始届（第9号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則59号〕

(料金変更届等)

第10条 法第14条第5項の規定による届出は、料金変更届（第10号様式）により行うものとする。

2 法第14条第6項の規定により認可を受けようとする水道事業者は、供給条件変更認可申請書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年規則59号〕

(水道技術管理者設置等の報告)

第11条 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は、法第19条第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設置報告書（第12号様式）により知事（専用水道にあつては、当該設置場所を管轄する保健福祉事務所長。次項において同じ。）に報告しなければならない。

2 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更報告書（第13号様式）により知事に報告しなければならない。

一部改正〔昭和62年規則24号・平成3年63号・15年59号・20年30号〕

(水質検査結果書等の提出)

第12条 水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第20条第1項（法第31条において準用する場合を含む。）の規定により水質検査（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第1号イの検査を除く。以下「水質検査」という。）を行ったときは、速やかに当該水質検査の結果を記載した書類（以下「水質検査結果書」という。）を当該事業者の主たる事務所（以下「水道事務所」という。）の所在地を管轄する保健福祉事務所長（当該

水道事務所の所在地が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域にある場合は、知事)に提出しなければならない。

2 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行つたときは、速やかに水質検査結果書を当該専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により水質検査結果書の提出を受けた保健福祉事務所長は、毎月取りまとめの上水質検査月報(第14号様式)を作成し、翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和62年規則24号・平成3年63号・12年58号・15年59号・18年45号・20年30号・22年41号・29年58号・令和元年32号〕

(記録作成の様式)

第13条 法第20条第2項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定による記録は、第15号様式に準じて作成するものとする。

一部改正〔平成15年規則59号〕

(給水の緊急停止報告)

第14条 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道若しくは簡易専用水道の設置者は、法第23条第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)又は水道法施行規則第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行つたときは、給水緊急停止報告書(第16号様式)により直ちに知事(専用水道又は簡易専用水道にあつては、当該設置場所を管轄する保健福祉事務所長)に報告しなければならない。

一部改正〔平成3年規則63号・12年58号・15年59号・20年30号・令和元年32号〕

(業務委託開始等の届出)

第15条 法第24条の3第2項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)の規定による業務を委託したときの届出は業務委託開始届(第17号様式)により、業務に係る契約が効力を失つたときの届出は業務委託契約失効届(第18号様式)により行うものとする。

追加〔平成15年規則59号〕

(専用水道布設工事確認申請書)

第16条 法第32条の規定による確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書(第19号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則59号〕

(確認申請書記載事項変更届)

第17条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届(第20号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成12年規則58号・15年59号〕

(専用水道の廃止の届け)

第18条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届(第21号様式)により当該専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

一部改正〔昭和62年規則24号・平成3年63号・15年59号・20年30号〕

(簡易専用水道の設置の届け)

第19条 簡易専用水道を設置した者は、速やかにその旨を簡易専用水道設置届(第22号様式)により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

一部改正〔昭和62年規則24号・平成15年59号・18年45号・20年30号〕

(簡易専用水道の変更の届け)

第20条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項（次に掲げる事項に限る。）に変更を生じたときは、速やかに簡易専用水道変更届（第23号様式）により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

(1) 建築物の名称

(2) 設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

一部改正〔昭和62年規則24号・平成15年59号・18年45号・20年30号〕

(簡易専用水道の廃止の届け)

第21条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかにその旨を簡易専用水道廃止届（第24号様式）により当該簡易専用水道の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

一部改正〔昭和62年規則24号・平成15年59号・18年45号・20年30号〕

(書類の経由)

第22条 法又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、水道事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、水道事務所の所在地が、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域にある場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和62年規則24号・平成3年63号・12年58号・15年59号・18年45号・20年30号・29年58号〕

= 附則は、省略 =

1－12. 神奈川県小規模水道 及び 小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（抜粋）

平成7年3月14日 条例第7号

最終改正 令和2年3月31日条例第39号

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例をここに公布する。

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

題名改正〔令和2年条例39号〕

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 小規模水道（第3条～第13条）

第3章 小規模貯水槽水道（第14条～第16条）

第4章 監督（第17条～第19条）

第5章 雜則（第20条～第22条）

第6章 罰則（第23条～第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

一部改正〔令和2年条例39号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に設置されたものを除く。

（2） 小規模水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する水道事業（以下「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道（以下「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するものを除く。

（3） 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第3条第7項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら一戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

（4） 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道の設置者の管理に属するものをいう。

（5） 小規模水道の布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

一部改正〔令和2年条例39号〕

第2章 小規模水道

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設 できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設 原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合することについて、知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類（図面を含む。）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水源の種別及び取水地点
- (2) 原水の水質試験結果
- (3) 小規模水道施設の概要
- (4) 浄水方法

3 知事は、第1項の申請があった場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を示して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の通知は、第1項の申請があった日から起算して20日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の届出及び水質検査)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出て、かつ、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項に規定する水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(変更及び廃止の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書に記載した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。小規模水道を廃止したときも、同様とする。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、その供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、その供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該水質検査の結果を、速やかに知事に届け出なければならない。

一部改正〔令和2年条例39号〕

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプ井は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 前号の施設には、必要に応じてさくを設け、又はかぎを掛ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

(3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより塩素消毒を行うこと。

(技術担当者の設置等)

第11条 小規模水道の設置者は、小規模水道の管理について技術上の業務を行わせるため、技術担当者を置かなければならぬ。ただし、自ら技術担当者となることを妨げない。

2 小規模水道の設置者は、技術担当者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。技術担当者を変更したときも、同様とする。

(技術担当者の業務等)

第12条 技術担当者は、第9条第1項及び第2項並びに第10条第3号の規定による検査及び消毒に関する業務のほか、施設の点検その他適正な水質管理を行うために必要な業務に従事するものとする。

2 小規模水道の設置者は、技術担当者に前項の業務に従事するために必要な知識を習得させるために、知事の指定する講習を受けさせなければならない。

(給水の緊急停止)

第13条 小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

第3章 小規模貯水槽水道

一部改正〔令和2年条例39号〕

(給水開始の届出)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔令和2年条例39号〕

(変更又は廃止の届出)

第15条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。小規模貯水槽水道を廃止したときも、同様とする。

一部改正〔令和2年条例39号〕

(管理基準等)

第16条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を随時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより水質検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、知事の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模貯水槽水道についてはこの限りでない。

3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の規定による検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

一部改正〔令和2年条例39号〕

第4章 監督

(改善命令等)

第17条 知事は、小規模水道について、当該小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。

2 知事は、小規模水道の設置者が第7条第1項に規定する水質検査を実施しないで給水を開始したときは、知事の行う水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、小規模水道の設置者が第9条第1項又は第2項に規定する検査を実施しないときは、知事の行う水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

4 知事は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置を探るべき旨を命ずることができる。

5 知事は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の規定による管理基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対して、期間を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

一部改正〔令和2年条例39号〕

(給水停止命令)

第18条 知事は、小規模水道又は小規模貯水槽水道の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

一部改正〔令和2年条例39号〕

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の設置者から小規模水道の工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 知事は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模貯水槽水道の設置者から小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔令和2年条例39号〕

第5章 雜則

(地位の承継の届出)

第20条 相続、合併、分割、譲渡その他の事由により、小規模水道又は小規模貯水槽水道の所有権その他施設の管理に関する権原を取得し、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年条例19号・令和2年39号〕

(適用除外)

第21条 この条例は、市及び寒川町の区域内においては適用しない。

一部改正〔平成11年条例51号・17年111号・22年14号・25年33号・29年33号〕

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 嘲則

第23条 第13条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- (2) 第16条第2項の規定に違反した者
- (3) 第17条第2項又は第3項の規定による命令に違反した者
- (4) 第18条の規定による給水停止命令に違反した者

第25条 第19条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

= 附則は、省略 =

1－13. 小田原市小規模水道 及び 小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

平成 24 年 12 月 17 日条例第 25 号

最終改正 令和 2 年 6 月 30 日条例第 34 号

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 小規模水道（第 3 条～第 11 条）

第 3 章 小規模貯水槽水道（第 12 条～第 14 条）

第 4 章 監督（第 15 条～第 17 条）

第 5 章 雜則（第 18 条・第 19 条）

第 6 章 罰則（第 20 条～第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小規模水道の布設及び管理並びに小規模貯水槽水道の管理について環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 水道 水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する水道をいう。

（2） 小規模水道 法第 3 条第 2 項に規定する水道事業（次号において「水道事業」という。）の用に供する水道及び同条第 6 項に規定する専用水道（次号において「専用水道」という。）以外の水道であって、地下水又は表流水を水源として居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するものを除く。

（3） 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道、専用水道及び法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有するものをいう。ただし、専ら 1 戸の住宅に供給するもの及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に供給するものを除く。

（4） 小規模水道施設 小規模水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であつて、当該小規模水道の設置者の管理に属するものをいう。

（5） 布設工事 小規模水道施設の新設又は規則で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

（6） 設置者 小規模水道又は小規模貯水槽水道（以下「小規模水道等」という。）の所有者又は所有者以外の者で当該小規模水道等の管理に関する権原を有するものをいう。

第 2 章 小規模水道

（水質基準）

第 3 条 小規模水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（1） 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、規則で定める。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、取水施設及び浄水施設は、それぞれ次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
- (2) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈殿池、濾過池、消毒設備その他の設備を備えていること。

2 小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(確認)

第5条 布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第6条 前条の確認の申請をするときは、申請書に、工事の概要書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事の概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 水源の種別及び取水地点
- (2) 原水の水質試験結果
- (3) 小規模水道施設の概要
- (4) 浄水方法

3 市長は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。

(給水開始前の水質検査及び届出)

第7条 小規模水道の設置者は、布設工事を完了した場合において、当該布設工事に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を証明する書類を添えて、市長に給水を開始する旨を届け出なければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、当該水質検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(変更等の届出)

第8条 小規模水道の設置者は、第6条第1項に規定する申請書並びに工事の概要書その他規則で定める書類及び図面に記載した事項に変更があったとき、又は当該小規模水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第9条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときは、規則で定めるところにより、臨時の水質検査を行わなければならない。

3 小規模水道の設置者は、前2項に規定する水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該水質検査の結果を市長に届け出なければならない。

(衛生上の措置)

第10条 小規模水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(1) 小規模水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 小規模水道施設には、必要に応じて柵を設け、又は鍵を掛ける等みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 原水の質により必要があるときは、規則で定めるところにより、塩素消毒を行うこと。

(給水の緊急停止等)

第11条 小規模水道の設置者は、当該小規模水道により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 前項の規定により給水を停止したときは、小規模水道の設置者は、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

第3章 小規模貯水槽水道

(給水開始の届出)

第12条 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第13条 小規模貯水槽水道の設置者は、前条の規定により届け出た事項に変更があったとき又は当該小規模貯水槽水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理基準等)

第14条 小規模貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、当該小規模貯水槽水道を管理しなければならない。

(1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。

(2) 有害物、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他規則で定める事項に関する検査を隨時行い、供給する水に異常を認めたときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 小規模貯水槽水道の設置者は、当該小規模貯水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、毎年1回以上定期に、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、水道事業の用に供する水道からの水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が8立方メートル以下の小規模貯水槽水道については、この限りでない。

3 小規模貯水槽水道の設置者は、前項の検査を受けたときは、これに関する記録を作成し、当該検査を受けた日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

第4章 監督

(改善の指示等)

第15条 市長は、小規模水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、小規模水道の設置者が第7条第1項の水質検査を実施しないで給水を開始したときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、小規模水道の設置者が第9条第1項又は第2項に規定する水質検査を実施しないときは、期限を定めて、市長の指定する者の水質検査を受けるべき旨を命ずることができる。

4 市長は、小規模水道の衛生上の措置が第10条の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模水道の管理に関し、消毒その他の必要な衛生上の措置を探るべき旨を指示することができる。

5 市長は、小規模貯水槽水道の管理が前条第1項の基準に適合していないと認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、期限を定めて、当該小規模貯水槽水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を探るべき旨を指示することができる。

6 市長は、小規模貯水槽水道の設置者が前条第2項に規定する市長の指定する者の検査を受けないで当該小規模貯水槽水道を使用していると認めるときは、期限を定めて、その検査を受けるべき旨を命ずることができる。

(給水停止命令)

第16条 市長は、小規模水道等の設置者が、前条第1項、第4項又は第5項の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小規模水道等の利用者の健康を害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該小規模水道等による給水を停止すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第17条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員に小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 雜則

(地位の承継の届出)

第18条 相続、合併、譲渡その他の事由により、設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第20条 第11条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定による市長の確認を受けないで布設工事に着手した者
- (2) 第15条第2項、第3項又は第6項の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条の規定による給水停止命令に違反した者

第22条 第17条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

= 附則は、省略 =

1－14. 小規模水道 及び 小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 施行規則（抜粋）

平成 25 年 3 月 29 日 規則第 24 号

最終改正 令和 3 年 6 月 30 日規則第 32 号

小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 24 年小田原市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第2条 に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。

(1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

る

(2) 沈殿池、濾過池、浄水池又は配水池の増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第3条 に規定する規則で定める基準に関して必要な事項は、に定めるところによる。

(小規模水道の布設工事の確認)

第4条 の申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（）とする。

2 に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類

(2) 配水系統図

(3) 取水施設及び浄水施設の構造図

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事適合確認書（）により、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合（不確認）通知書（）により行うものとする。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第5条 の水質検査は、小規模水道により供給する水がに規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行うの表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 の規定による届出は、小規模水道給水開始届（）により行わなければならない。

(小規模水道の変更等の届出)

第6条 の規定による届出は、により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第7条 の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行うの表の 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、38 の項及び 46 の項から 51 の項までの項の上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 の規定により行う臨時の水質検査は、の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3 の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届（）により行わなければならない。

（給水する水の塩素消毒）

第8条 条例第10条第3号の塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム）以上でなければならない。

（給水の緊急停止の報告）

第9条 条例第11条第2項の規定による報告は、小規模水道施設給水緊急停止報告書（様式第7号）により行わなければならない。

（小規模貯水槽水道の給水開始の届出）

第10条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届（様式第8号）により行わなければならない。

（小規模貯水槽水道の変更等の届出）

第11条 条例第13条の規定による届出は、様式第5号により行わなければならない。

（小規模貯水槽水道の水質検査）

第12条 条例第14条第1項第3号の水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

（小規模貯水槽水道の管理に関する検査）

第13条 条例第14条第2項の検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 水槽周囲の状態
- (2) 水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

（身分証明書）

第14条 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証（様式第9号）とする。

（地位の承継の届出）

第15条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届（様式第10号）により行わなければならない。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

= 附則は、省略 =

1－15. 小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する事務処理要綱

平成 24 年 3 月 1 日

最終改正 平成 29 年 4 月 1 日

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

第1条 (趣旨)

この要綱は、小田原市指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年小田原市水道局管理規程第 3 号。以下「規程」という。）第 7 条各号に該当する行為及び水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 5 第 3 項の違反（以下「違反行為」という。）に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (違反行為の調査)

給排水業務課長（以下「課長」という。）は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「指定業者等」という。）が違反行為を行った疑いがあるときは、事実関係の調査を行う。

- 2 課長は、前項の調査に基づき、指定業者等の違反行為の事実が認められるときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、てん末書の提出を求めるものとする。
- 3 課長は、第 1 項の規定による調査の結果及び前項の規定により提出されたてん末書の内容に基づき、違反行為報告書（様式第 1 号）を作成するものとする。

第3条 (違反行為に対する措置)

小田原市水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、違反行為の内容を検討し、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるとき（指定の取消し又は停止の処分（以下「処分」という。）を行わない場合に限る。）は、文書注意による指導を行うものとする。

- 2 事業管理者は、文書注意による指導を行った後、なお指定業者が違反行為を是正しないとき、又は再度処分を要しない違反行為の事実が認められるときは、文書警告による指導を行うものとする。
- 3 課長は、違反行為の内容を検討し、処分が必要と認められるときは、予定される処分の内容及び第 6 条の規定により設置される小田原市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の開催の要否について、意見を付して上下水道局長に報告するものとする。
- 4 事業管理者は、違反行為の内容が処分に相当すると認められるときは、別表に定める処分基準に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 規程第 7 条の規定による指定の取消しの処分
 - (2) 規程第 8 条の規定による指定の効力の停止の処分
- 5 事業管理者は、次条の規定による聴聞又は弁明の機会の付与の結果及び審査委員会における審査の結果を考慮し、前項の処分を行わない場合において、違反行為を行った業者に対し、文書注意又は文書警告による指導を行うことができる。
- 6 事業管理者は、給水装置工事主任技術者に水道法第 25 条の 5 第 3 項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する違反があったと認められるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

第4条 (聴聞又は弁明の機会の付与)

事業管理者は、違反行為の内容が規定第 7 条又は規定第 8 条の規定による処分に相当すると認めるときは、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のための聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続きを行うものとする。

第5条 (審査委員会の開催)

事業管理者は、第3条第3項の規定による報告又は前条の規定による聴聞及び弁明を受け、必要があると判断したときは、審査委員会に審査を求めるものとする。

第6条 (審査委員会の設置)

- 事業管理者は、第3条第4項の規定による処分に関し公正の確保と透明性を図るため審査委員会を設置する。
- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
 - 3 委員長は上下水道局長の職にある者をもって充てる。
 - 4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 上下水道局副局長
 - (2) 上下水道局経営総務課長
 - (3) 上下水道局給排水業務課長
 - (4) 上下水道局水道整備課長
 - (5) 上下水道局浄水管理課長
 - (6) 水道技術管理者
 - 5 委員長は、会務を総理する。
 - 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、上下水道局副局長がその職務を代理する。
 - 7 委員長は、事情を聴取し、又は意見を聞くため、必要があると認めるときは、関係職員、指定給水装置工事事業者その他関係者の委員会への出席を求めることができる。
 - 8 審査委員会は、管理者による審査の要求を受けて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 9 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 委員会の庶務は、上下水道局給排水業務課において処理する。

第7条 (処分等の通知)

事業管理者は、第3条第4項第1号又は第2号の処分を決定したときは、規程第9条の規定に基づき告示するとともに、処分決定通知書（様式第2号）により速やかに当該指定事業者に通知する。

- 2 事業管理者は、第3条第1項、第2項又は第5項の指導を決定したときは、行政指導通知書（様式3号）により、その旨を当該指定事業者に通知する。

第8条 (処分後の工事施行)

指定業者等は、第3条第4項の規定により処分を受けた場合において、施工中の給水装置工事があるときは、当該工事に限りこれを施工することができます。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 違反項目 | 水道法の根拠条項 | 関係条項 | | 違反行為の内容 | 処分内容 |
|------|----------|------|---------|---------|------|
| | | 水道法 | 水道法施行規則 | | |

| | | | | | |
|--------------------|---------------|--|---------------------------|--|-----------|
| 指定要件違反 | 第25条の11第1項第1号 | 第25条の3 第1項第1号 第1項第2号 第1項第3号イ 第1項第3号ロ 第1項第3号ハ 第1項第3号ニ | 第21条 第20条 | 1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 | 指定の取消し |
| | | | | 2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 | 指定の取消し |
| | | | | 3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき。 | 指定の取消し |
| | | | | 4 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 | 指定の取消し |
| | | | | 5 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 | 指定の取消し |
| | | | | 6 業務に関し次に掲げる不正又は不誠実な行為をしたとき。 (1)事業管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。 (2)無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。 (3)道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき (4)施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 (5)施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 | 指定停止 6月以下 |
| | | | | | 指定の取消し |
| 給水装置工事主任技術者選任等義務違反 | 第25条の11第1項第2号 | 第25条の4 第1項 第2項 | 第21条 第1項 第2項 第3項 | 1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。 | 指定の取消し |
| | | | | 2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 | 指定停止 3月以下 |
| 届出義務違反 | 第25条の11第1項第3号 | 第25条の7 | 第34条 | 1 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をし | 指定の取消し |

| | | | | | |
|--------------|---|-----------------------|---|---|---|
| | | | 第35条 | たとき。 2 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 | 指定の取消し |
| 事業の運営基準違反 | 第25条の11第1項第4号 | 第25条の8 | 第36条 第2号 第3号 第5号イ 第5号ロ 第6号 | 1. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。 2. 事業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 3. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第5条：給水装置の構造及び材質の基準) 4. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 5. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成しなかったとき又は当該記録を作成の日から3年間保存しなかつたとき。 | 指定停止 1月以下 指定停止 6月以下 指定停止 6月以下 指定停止 3月以下 指定停止 3月以下 |
| 工事施行に関する義務違反 | 第25条の11第1項第5号 第1項第6号 第1項第7号 | 第25条の9 第25条の10 | | 1. 給水装置の検査の際、事業管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。 2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 3. 施行した給水装置工事が | 指定停止 3月以下 指定停止 3月以下 指定停止 6月以 |

| | | | | | |
|------|---------------|---------------------|--------------|------------------------------------|--------|
| | | | | 水道施設の機能に障害を与える、又は与えるおそれ が大きいとき。 | 下 |
| 不正申請 | 第25条の11第1項第8号 | 第16条の2 第1項第25条の2 | 第18条 第19条 | 1 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。 | 指定の取消し |

違反行為報告書

年　月　日

小田原市上下水道事業

小田原市長様

小田原市上下水道局給排水業務課長

| | | |
|-------------------|---|----------------|
| 給水装置工事施行場所 | 小田原市 | |
| 指定給水装置 工事事業者 | 住所 | |
| | 氏名【法人の場合は名称及び代表者の氏名】 | 指定番号 第 号 電話 |
| | 主任技術者 | 免許番号 氏名 |
| 給水装置工事申込者 | 住所 | |
| | 氏名【法人の場合は名称及び代表者の氏名】 | |
| | 電話番号 | |
| 工事の種別 | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 無届工事 | |
| 違反行為施行期間 | 年　月　日から　年　月　日 | |
| 発見状況 | 発見年月日 | 年　月　日() 時頃 |
| | 発見者 | |
| 違反行為の経過 ・理由 | | |
| 現地調査（違反行為の写真添付） | 調査日 | 年　月　日 時 分～ 時 分 |
| | 担当職員 | |
| | 是正・指示内容 | |
| | 是正後の状況 | |
| その他報告を要すると認められる事項 | | |
| 措置の内容 | <input type="checkbox"/> 指定の取消し <input type="checkbox"/> 指定の停止 <input type="checkbox"/> 行政指導（警告・注意） <input type="checkbox"/> 主任技術者免状返納命令報告書を厚生労働省に提出 | |

備考1 指定業者等から提出されたてん末書を添付すること。

2 簡易報告書として使用する場合は、記入できる範囲で可とする。

処 分 決 定 通 知 書

番 号
年 月 日

氏名又は名称

住所

代表者氏名 様

小田原市上下水道事業

小田原市長 団

小田原市指定給水装置工事事業者の処分について、小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条・第8条の規定により、次のとおり決定したので、小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第1項の規定により通知します。

| | |
|------|---|
| 指定番号 | |
| 決定区分 | <p>1 小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条の規定による指定の取消し</p> <p>2 小田原市指定給水装置工事事業者規程第8条の規定による指定の効力の停止</p> |
| 理 由 | |
| 備 考 | |

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求することができます。

行政指導通知書

番号
年月日

氏名又は名称

住所

代表者氏名 様

小田原市上下水道事業

小田原市長

印

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第3条第1項・第2項・第5項の規定により、次のとおり警告・注意します。

| | |
|----------|--|
| 指定番号 | |
| 指導内容及び理由 | |
| 備考 | |

1－16. 小田原市水道利用加入金等取扱要綱

昭和57年4月1日

最終改正 令和元年10月1日

小田原市水道利用加入金等取扱要綱

第1条 (趣旨)

この要綱は、水道利用加入金（以下「加入金」という。）及び給水装置工事に係る設計審査手数料（以下「設計審査手数料」という。）の取扱いについて、小田原市水道給水条例（平成2年小田原市条例第24号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第3条 (用語の意義)

条例第27条第1項第1号の表に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) その他これらに準ずる法人 日本勤労者住宅協会（日本勤労者住宅協会法（昭和41年法律第133号）に定める日本勤労者住宅協会をいう。）をいう。
- (2) 一般の住民のために建築する住宅 次に掲げる住宅をいう。
 - ア 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が、当該住宅の入居者の選定に当たって公募を原則として行うもので、当該法人が建築する公舎・社宅は含まない。
 - イ 日本勤労者住宅協会第23条第1号に規定する住宅

第4条 (加入金及び設計審査手数料の徴収方法)

加入金及び設計審査手数料は、給水装置工事施行承認願（小田原市水道給水条例施行規程（平成3年小田原市水道局管理規程第4号）に定める給水装置工事施行承認願をいう。）を審査し、受理した後、納付書を発した日から15日以内に指定した金融機関又は直接上下水道局に納付させるものとする。この場合において、納期限が次の各号に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

- (1) 日曜日又は土曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第5条 削除

第6条 (加入金の免除)

条例第29条の規定により加入金を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。この場合において、工事の申請者に水道利用加入金減額（免除）申請書（様式第1号）及び加入金の減額又は免除に必要な書類を提出させるものとする。

- (1) 減額

ア 自治会が設置する公民館、集会所、児童遊園地等に給水装置を新設し、口径20ミリメートル以下の水道

メーターを設置する場合は、当該メーター1個につき条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と該当税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率とを合計した率(以下「消費税率等」という。)に1を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。

イ 公共事業により、給水装置と水道メーター(子メーターを含む。)を撤去し、同時(小田原市水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)が認めた場合を除く。)に他の場所にこれらを新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額より多いときは、撤去に係る加入金相当額を減額するものとする。

ウ 給水装置の所有者(次のエに定める共同住宅の給水装置の所有者を除く。)が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数が撤去する水道メーターの個数以下であって、口径が増すときは、新設する水道メーターの個数分に対応する撤去する水道メーターの口径に係る加入金相当額を減額するものとする。

エ 共同住宅(1棟の中に2戸以上を有する住宅で、次に掲げる条件を備えているもの。以下同じ。)において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、水道メーターに係る加入金相当額を減額するものとする。

(ア) 各戸ごとに独立して生計を営むことのできる構造を有し、専用の台所及び便所を備えていること。

(イ) 各戸ごとに給水栓又は給水用具を有すること。

(ウ) 各戸ごとに水道メーター又は子メーターを設置すること。

オ 申請者が工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有し、かつ、共同住宅の1戸を自己の居住の用に供するため、口径20ミリメートル以下の水道メーター(子メーターを含む。)を設置する場合において、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるときは、条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。ただし、水道メーターと子メーターを設置する場合において、子メーターに係る額が水道メーターに係る額より多いときは、水道メーターに係る額を限度として減額する。

カ 共同住宅(地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。)において、水道メーターを改造する場合で、改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。

キ 共同住宅(地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。)において、子メーターを増設する場合で、増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額より多いときは、既設の水道メーターに係る加入金相当額と子メーターに係る加入金相当額との差額を減額するものとする。

ク 共同住宅(地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。)において、子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合で、水道メーターの改造に係る額と子メーターの増設に係る額のいずれか多い額に既設の水道メーター及び子メーターに係る加入金相当額のいずれか多い額を加えて得た額が、改造後の水道メーターに係る加入金相当額と増設後の子メーターに係る加入金相当額のいずれか多い額より多いときは、その差額を減額するものとする。

ケ 共同住宅において、給水装置の所有者（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人を除く。）が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、

同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。

コ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額より多いときは、改造前の加入金相当額を減額するものとする。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。

サ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に子メーターを設置する場合において、水道メーターに係る額が子メーターに係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。

シ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために共同住宅の給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の子メーターに係る加入金の額が工事前の子メーターに係る加入金相当額より多いときは、工事前の加入金相当額を減額するものとする。

ス 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅と同一棟に店舗を建て、それぞれに子メーター（口径20ミリメートル以下に限る。）を設置する場合は、一般の住民のために建築する住宅に係る子メーター1個につき条例第27条第1項第1号の表に掲げる金額から50,000円を差し引いて得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額に減額するものとする。

セ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のための住宅を増築することにより子メーターを増設し、併せて水道メーターを改造する場合において、改造に係る額が増設に係る額より多いときは、その差額を減額するものとする。

（2）免除

ア 共用栓として使用している給水装置を同一場所で専用栓に切り替える場合

イ 上下水道局で認めている私設水道メーターを同口径の水道メーターに切り替える場合

ウ 公共事業により、給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去し、同時（事業管理者が認めた場合を除く。）にこれらを他の場所に新設しなければならない場合において、新設に係る加入金の額が撤去に係る加入金相当額以下であるとき。

エ 給水装置の所有者（共同住宅の給水装置の所有者を除く。）が給水装置及び水道メーターを撤去した後、同一敷地内にこれらを新設する場合において、新設する水道メーターの個数及び口径が撤去する水道メーターの個数及び口径（20ミリメートル以下の口径は、同口径とみなす。）以下であるとき。

オ 共同住宅において、水道メーターによる検針を子メーターによる検針に切り替える場合で、子メーターに係る額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

カ 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）において、水道メーターを改造する場合で改造後の水道メーターに係る加入金相当額が子メーターに係る加入金相当額以下であるとき又は子メーターを増設する場合で増設後の子メーターに係る加入金相当額が水道メーターに係る加入金相当額以下であるとき。

キ 共同住宅において、給水装置の所有者が給水装置と水道メーター（子メーターを含む。）を撤去した後、

同一敷地内にこれらを新設する場合において、工事後の加入金の額が工事前の加入金相当額以下であるとき。

ク 共同住宅（地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する共同住宅を除く。）の給水装置をその所有者が同一敷地内において共同住宅以外の給水装置に改造する場合において、改造後の加入金相当額が改造前の加入金相当額以下であるとき。共同住宅以外の給水装置を共同住宅の給水装置に改造する場合も、また同様とする。

ケ 地方公共団体が設置する公園、緑の広場、児童遊園地等に給水施設として、口径20ミリメートル以下の水道メーターを設置する場合

コ 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅に付帯する次に掲げる施設の給水施設

(ア) 児童遊園地

(イ) 集会所

(ウ) 足洗い場

(エ) ごみ置場

(オ) 净化槽及び排水処理施設

2 前項第1号ウ若しくはケ若しくはコ又は第2号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のない者以外のものは、速やかに同項の規定により水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類を提出しなければならない。

3 前項第1号ウ若しくはケ若しくはコ又は第2号エ若しくはカからクまでに該当する者として同項の適用を受けようとする者で、水道を利用する意思のないものは、速やかに水道利用加入金減額（免除）申請に関する保留届（様式第2号）を提出しなければならない。

4 事業管理者は、第2項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書の提出があった場合を除き、前項の届出があった場合で給水装置を廃止した日から5年を経過しない間に第1項の規定による水道利用加入金減額（免除）申請書及び加入金の減額又は免除に必要な書類の提出があった場合に限り、同項第1号ウ若しくはケ若しくはコ又は第2号エ若しくはカからクまでに該当する者として減額又は免除することができる。

第7条 (工事の承認及び取消し)

工事の承認及び取消しは、次のとおりとする。

(1) 承認 工事の承認は、上下水道局で加入金が納付されたことを確認した後に行い、加入金等の納期限が過ぎても納付されないときは、当該工事を承認しない。

(2) 取消し 加入金に不足を生じ、その差額が納付されないものについては、その工事の承認を取り消すものとする。

=附則は、省略=

1-17. 自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱

自費工事による配水管等整備事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市水道給水条例（平成 2 年小田原市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する給水装置工事に併せ配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の整備を要する場合に、給水装置工事をしようする者（以下「申請者」という。）が小田原市水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込むことができる、配水管等自費工事の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、配水管等自費工事とは、申請者が自らの費用負担において口径 50 ミリメートル以上の配水管等を事業管理者の指示する条件で施行し、工事完成後、当該工事に係る配水管等を、事業管理者に無償で譲渡する工事をいう。

(対象工事)

第3条 配水管等自費工事を施行することができるのは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発行為に伴い必要となる配水管工事。
- (2) 配水管等が設置されていない場所又はすでに設置されている配水管等が能力の限界に達している場所において配水管等工事で事業管理者がその場所の周辺の水の需要等を考慮して必要と認めるもの。
- (3) 事業管理者が、特に必要と認めるもの。

(費用負担)

第4条 配水管等自費工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、事業管理者が別に定める基準により、事業管理者がその費用の一部を負担する場合がある。また、既設給水管の取出し替えに係る工事は、事業管理者が施工し、その費用を負担する。

(工事施工者)

第5条 配水管等自費工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、小田原市指定給水装置工事事業者とする。

ただし、事業管理者が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(事前協議)

第6条 申請者は、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、事前に位置図、水道管路情報管理図など事業管理者が必要と認める書類を提示の上、事業管理者と当該工事の適否について協議をしなければならない。

(申請及び承認)

第7条 前条の事前協議を終えた申請者が、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、配水管等自費工事施行承認申請書（様式第 1 号）に次に挙げる書類を添えて事業管理者に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 誓約書（様式第 2 号）
- (3) 公図の写し
- (4) 工事施工図面一式
- (5) 主任技術者及び工事従事者等届出書（当該工事に配置する主任技術者及び管路工事に従事する技能講習修了者の氏名）及び資格者証の写し（様式第 3 号）

- (6) 既設給水管の取出替え承諾書（様式第4号）
 - (7) 配水管等を設置する道路が私道のときは、土地無償使用承諾書（様式第5号）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。
- 2 事業管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、配水管等自費工事施行承認書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において、事業管理者は配水管等自費工事の施工に必要な条件を付すことができる。

（工事の着手）

第8条 申請者は、配水管等自費工事の承認を受けたときは、工事に着手しようとする日の3日前までに配水管等自費工事着手届（様式第7号）を事業管理者に提出しなければならない。

（工事の施工）

第9条 工事施工者は、小田原市上下水道局水道工事標準仕様書を遵守し、当該工事を安全に施行しなければならない。
2 工事施工者は、当該工事の施工に当たって建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に該当する者を主任技術者として従事させなければならない。ただし、事業管理者が適当と認めた場合は、この限りではない。
3 工事施工者は、当該工事に係る管路工事において、小田原市上下水道局水道工事標準仕様書で定められた各技能講習修了者を直接雇用し、現場従事させなければならない。

（使用材料の検査）

第10条 工事施工者は、使用材料について使用する前に配水管等使用材料確認願い（様式第8号）を事業管理者に提出したうえで、検査を受けなければならない。

（断水作業）

第11条 工事施工者は、配水管等の断水作業が生じるときは、あらかじめ事業管理者に承諾を得るとともに、関係する住民に対し十分な周知をする。

（通水作業）

第12条 工事施工者は、配水管等の通水作業等を実施するときは、事業管理者の立会いを求めるものとする。

（変更申請）

第13条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請書に必要な書類を添えて事業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、事業管理者が行う変更承認通知については、第7条の規定を準用する。

（工事の中止）

第14条 申請者は、工事を中止せざるを得なくなった場合には、速やかに配水管等自費工事中止届（様式第9号）を事業管理者に提出しなければならない。

（工事の完成及び検査）

第15条 申請者は、配水管等自費工事が完成したときは、その日から7日以内に、配水管等自費工事完成届（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出し、当該工事担当者の主任技術者を立ち会わせて、事業管理者の完成を確認するための検査を受けなければならない。

- (1) 配水管等水道施設譲渡届（様式第11号）
 - (2) 配水管等完成図面（竣工図、オフセット図等）
 - (3) 工事施工写真
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。
- 2 事業管理者は、検査を実施したときは配水管等自費工事完成検査調書（様式第12号）を作成し、申請者に配水管

等自費工事完成検査結果通知書（様式第13号）で検査済であることを通知するものとする。

- 3 事業管理者は、検査を実施し手直しが必要とする箇所があると認めたときは、配水管等自費工事手直し指示書（様式第14号）により、申請者に工事の手直しを指示するものとする。
- 4 申請者は、手直し完了期限までに手直しを完了させ、完了を事業管理者に連絡し、手直し工事の検査を受けなければならない。

（配水管等の譲渡）

第16条 申請者は、配水管等の完成検査に合格したときは、速やかに配水管等譲渡届を事業管理者に提出するものとする。

（かし担保）

第17条 事業管理者は、無償譲渡された水道施設にかしがあるときは、申請者に対しそのかしの補修の請求ができるものとする。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、事業管理者は、補修を請求することができない。

- 2 前項の規定によるかしの補修の請求は、無償譲渡を受けた日から2年間とする。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

2. 関係法令・各種基準、仕様書

2-1. 建築基準法 施工令（抜粋）

昭和二十五年政令第三百三十八号

建築基準法施行令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基き、この政令を制定する。

目 次

第一章 総則

- 第一節 用語の定義等（第一条—第二条の二）
- 第二節 建築基準適合判定資格者検定（第二条の三—第八条の三）
- 第二節の二 構造計算適合判定資格者検定（第八条の四—第八条の六）
- 第二節の三 建築基準関係規定（第九条）
- 第二節の四 特定増改築構造計算基準等（第九条の二・第九条の三）
- 第三節 建築物の建築に関する確認の特例（第十条）
- 第三節の二 中間検査合格証の交付を受けるまでの共同住宅に関する工事の施工制限（第十一条・第十二条）
- 第三節の三 検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限（第十三条・第十三条の二）
- 第三節の四 建築監視員（第十四条）
- 第三節の五 保安上危険な建築物等に対する措置（第十四条の二）
- 第四節 損失補償（第十五条）
- 第五節 定期報告を要する建築物等（第十六条—第十八条）

第二章 一般構造

- 第一節 採光に必要な開口部（第十九条・第二十条）
- 第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備（第二十条の二・第二十条の三）
- 第一節の三 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置（第二十条の四—第二十条の九）
- 第二節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法（第二十一条・第二十二条）
- 第二節の二 地階における住宅等の居室の防湿の措置等（第二十二条の二）
- 第二節の三 長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造（第二十二条の三）
- 第三節 階段（第二十三条—第二十七条）
- 第四節 便所（第二十八条—第三十五条）

第三章 構造強度

- 第一節 総則（第三十六条—第三十六条の四）
- 第二節 構造部材等（第三十七条—第三十九条）
- 第三節 木造（第四十条—第五十条）
- 第四節 組積造（第五十一条—第六十二条）

第四節の二 補強コンクリートブロック造（第六十二条の二—第六十二条の八）

第五節 鉄骨造（第六十三条—第七十条）

第六節 鉄筋コンクリート造（第七十一条—第七十九条）

第六節の二 鉄骨鉄筋コンクリート造（第七十九条の二—第七十九条の四）

第七節 無筋コンクリート造（第八十条）

第七節の二 構造方法に関する補則（第八十条の二・第八十条の三）

第八節 構造計算

第一款 総則（第八十一条）

第一款の二 保有水平耐力計算（第八十二条—第八十二条の四）

第一款の三 限界耐力計算（第八十二条の五）

第一款の四 許容応力度等計算（第八十二条の六）

第二款 荷重及び外力（第八十三条—第八十八条）

第三款 許容応力度（第八十九条—第九十四条）

第四款 材料強度（第九十五条—第百六条）

第四章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等（第百七条—第百十六条）

第五章 避難施設等

第一節 総則（第百十六条の二）

第二節 廊下、避難階段及び出入口（第百十七条—第百二十六条）

第三節 排煙設備（第百二十六条の二・第百二十六条の三）

第四節 非常用の照明装置（第百二十六条の四・第百二十六条の五）

第五節 非常用の進入口（第百二十六条の六・第百二十六条の七）

第六節 敷地内の避難上及び消火上必要な通路等（第百二十七条—第百二十八条の三）

第五章の二 特殊建築物等の内装（第百二十八条の三の二—第百二十八条の五）

第五章の二の二 避難上の安全の検証（第百二十九条—第百二十九条の二の二）

第五章の三 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物（第百二十九条の二の三）

第五章の四 建築設備等

第一節 建築設備の構造強度（第百二十九条の二の四）

第一節の二 給水、排水その他の配管設備（第百二十九条の二の五一第百二十九条の二の七）

第二節 昇降機（第百二十九条の三—第百二十九条の十三の三）

第三節 避雷設備（第百二十九条の十四・第百二十九条の十五）

第六章 建築物の用途（第百三十条—第百三十条の九の八）

第七章 建築物の各部分の高さ等（第百三十条の十一—第百三十六条）

第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物（第百三十六条の二—第百三十六条の二の三）

第七章の二の二 特定防災街区整備地区内の建築物（第百三十六条の二の四）

第七章の三 地区計画等の区域（第百三十六条の二の五一第百三十六条の二の八）

第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

（第百三十六条の二の九・第百三十六条の二の十）

第七章の五 型式適合認定等（第百三十六条の二の十一—第百三十六条の二の十三）

第七章の六 指定確認検査機関等（第百三十六条の二の十四—第百三十六条の二の十八）

- 第七章の七 建築基準適合判定資格者等の登録手数料（第百三十六条の二の十九）
- 第七章の八 工事現場の危害の防止（第百三十六条の二の二十一第百三十六条の八）
- 第七章の九 簡易な構造の建築物に対する制限の緩和（第百三十六条の九一第百三十六条の十一）
- 第七章の十 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和（第百三十六条の十二）
- 第八章 既存の建築物に対する制限の緩和等（第百三十七条—第百三十七条の十九）
- 第九章 工作物（第百三十八条—第百四十四条の二の四）
- 第十章 雜則（第百四十四条の三—第百五十条）
- 附則

第一章 総則

第一節 用語の定義等

第一条 （用語の定義）

この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。
- 二 地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの三分の一以上のものをいう。
- 三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。
- 四 耐水材料 れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。
- 五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後五分間第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

= 第1章 第二条 （面積、高さ等の算定方法）～ 第八条の二 （受検の申込み）は、省略 =

第九条 （建築基準関係規定）

法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条、第九条の二、第十五条及び第十七条

- 二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条から第五条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）
- 三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項
- 四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十四条
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百六十二条
- 六 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条
- 七 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六条
- 八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項及び第三項、第二十五条の二並びに第三十条第一項
- 九 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び第十二条第一項
- 十 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第五条第一項
- 十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の二
- 十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十二条、第四十三条第一項、第五十三条第一項並びに同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項
- 十三 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五条第一項から第三項まで（同条第五項において準用する場合を含む。）
- 十四 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第五条第四項
- 十五 凈化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項
- 十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条

= 第二節の四 第九条の二 ～ 第一節 第百二十九条の二の四 まで、省略 =

第五章の四 建築設備等

第一節の二 給水、排水その他の配管設備

第百二十九条の二の五 （給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

- 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- 二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- 三 第百二十九条の三第一項第一号又は第三号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- 四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

- 五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- 六 地階を除く階数が三以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が三千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシート、メールシート、リネンシートその他これらに類するもの(屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)は、不燃材料で造ること。
- 七 給水管、配電管その他の管が、第百十二条第十五項の準耐火構造の防火区画、第百十三条第一項の防火壁、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁(以下この号において「防火区画等」という。)を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとすること。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
- イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
- ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
- ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間(第百十二条第一項から第四項まで、同条第五項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)、同条第八項(同条第六項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第七項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)若しくは同条第十三項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火壁にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間)防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 八 三階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備(水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 一 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。)とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
- 二 水槽そう、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓せんの開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓せんの開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
- 三 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
- ロ 当該配管設備から溶出する物質によって汚染されないものであること。
- 四 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
- 五 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつ

ては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。

六 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。

二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。

三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

= 第百二十九条の二の六（換気設備）～第百二十九条の十五（構造）は、省略 =

第六章 建築物の用途

第百三十条（用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴取等を要しない場合）

法第四十八条第十五項の政令で定める場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項（第十五項及び第十六項を除く。以下この条において同じ。）のただし書の規定による許可（以下この条において「特例許可」という。）を受けた際における敷地内におけるものであること。

二 増築又は改築後の法第四十八条各項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

三 法第四十八条各項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないこと。

= 第百三十条の二（特定用途制限地域内において条例で定める制限）以下、省略 =